

横浜市 P F I 事業進捗状況等確認調書（13事業）

- 1 横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
- 2 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業
- 3 川井浄水場再整備事業
- 4 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業
- 5 横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
- 6 みなとみらい21 中央地区20街区MICE施設整備事業
- 7 横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
- 8 みなとみらい21 中央地区20街区MICE施設運営事業
- 9 横浜文化体育館再整備事業
- 10 上郷・森の家改修運営事業
- 11 みなとみらい公共駐車場運営事業
- 12 本牧市民プール再整備事業
- 13 環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月21日

作成局・課：環境創造局北部下水道センター

(連絡先：502-3738)

1 事業概要

事業名	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業										
事業内容	消化ガス発電設備の維持管理及び運営業務										
事業所管課	環境創造局 下水道施設部 北部下水道センター										
事業形態	サービス購入型	事業方式	BTO方式								
事業期間	21年7か月 (始期) 平成20(2008)年8月29日 (終期) 令和12(2030)年3月31日										
契約金額	【契約当初】 8,253,714,000 円 (平成20(2008)年8月29日 時点) 【最近改定】 _____円 (令和 ()年 月 日 時点)										
PFI事業者	事業者の名称：株式会社 bay eggs <ul style="list-style-type: none"> ■代表企業：JFEエンジニアリング株式会社 ■構成企業：東芝インフラシステムズ株式会社 ■協力企業：なし 										
主な業務内容	(1)設計業務 (2)建設業務 (3)工事監理業務 (4)消化ガス発電設備運営業務 (5)定期及び日常点検業務 (6)その他業務										
特定事業選定時 評価結果 [平成19年10月26日]	定量的評価 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>PSC</th> <th>PFI-LCC</th> <th>VFM (金額)</th> <th>VFM (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,947百万円</td> <td>4,738百万円</td> <td>208百万円</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> 定性的評価 <ul style="list-style-type: none"> ① 建設・整備費の削減 ② 管理運営費の削減 ③ 事業費の削減 			PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)	4,947百万円	4,738百万円	208百万円	4.2%
PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)								
4,947百万円	4,738百万円	208百万円	4.2%								

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2007	平成	19	9	4	実施方針の公表
2007	平成	19	10	26	特定事業の選定
2007	平成	19	11	20	市報・調達広告 公募要項等の公表
2008	平成	20	2	19	応募者へのヒアリング
2008	平成	20	3	4	優先交渉権者の選定
2008	平成	20	3	27	基本協定締結
2008	平成	20	8	29	事業契約締結
2008	平成	20	10	—	基本設計開始
2008	平成	20	10	—	着工
2010	平成	22	4	—	供用開始
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	・特になし。																														
	特記事項																															
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況：）																														
設計業務	実施内容	・平成21年6月に全ての設計業務が完了しているため、令和4年度は業務なし。																														
	特記事項	・																														
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況：）																														
建設業務	実施内容	・平成21年12月に全ての建設業務が完了しているため、令和4年度は業務なし。																														
	特記事項	・																														
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況：）																														
維持管理業務	実施内容	・年間を通じて大きなトラブルはなく、その他不定期に小トラブルが発生しましたが、迅速且つ適切な処置を実施することにより、運転信頼度の向上に努めました。																														
	特記事項	・																														
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況：）																														
運営業務	実施内容	<p>・平成22年1月に全5台（1～5号機）稼動による本格的な運営・維持管理業務を開始して以降13年が経過し、事業契約における運転期間(20年間)の65%以上を終了しました。</p> <p>・各エンジンの総運転時間は83,000時間を超え、1号機（6月）、3号機（4月）のD点検を実施しました。</p> <p>運転時間 (単位：時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計画</td> <td>6,350</td> <td>6,350</td> <td>6,350</td> <td>6,350</td> <td>6,350</td> </tr> <tr> <td>年度実績</td> <td>4,100</td> <td>7,001</td> <td>6,836</td> <td>6,683</td> <td>6,873</td> </tr> <tr> <td>累積計画</td> <td>84,327</td> <td>84,327</td> <td>84,327</td> <td>88,169</td> <td>88,169</td> </tr> <tr> <td>累積実績</td> <td>83,224</td> <td>88,636</td> <td>86,638</td> <td>91,853</td> <td>91,683</td> </tr> </tbody> </table>		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	年度計画	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	年度実績	4,100	7,001	6,836	6,683	6,873	累積計画	84,327	84,327	84,327	88,169	88,169	累積実績	83,224	88,636	86,638	91,853	91,683
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																										
	年度計画	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350																										
	年度実績	4,100	7,001	6,836	6,683	6,873																										
	累積計画	84,327	84,327	84,327	88,169	88,169																										
累積実績	83,224	88,636	86,638	91,853	91,683																											
特記事項	・																															
要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況：）																															

		況：)
その他	実施内容	・特になし。
	特記事項	・
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状 況：)

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	262,622	263,846	1,224	基本料金単価変動、従量差
	経常利益	11,260	13,156	1,896	売上増に伴い利益増
	当期利益	8,246	9,265	1,019	売上増に伴い利益増
貸借対照表	総資産	623,922	597,937	-25,985	長期前払費用償却
	総負債	397,739	362,488	-35,251	借入金返済
	純資産	226,183	235,449	9,266	当期利益分

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	269,101	263,846	-5,255	基本料金単価変動、従量差
	経常利益	5,484	13,156	7,672	金利改定の為、利息好転
	当期利益	3,181	9,265	6,084	元本期限前返済および金利改定の為、利息好転

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	262,354	263,846	1,492	基本料金変動、従量差
	経常利益	10,198	13,156	2,958	元本期限前返済および金利改定の為、利息好転
	当期利益	5,795	9,265	3,470	元本期限前返済および金利改定の為、利息好転

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
<p>企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。</p>				
累計額	1,563,690	1,563,690	0	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	128,284	128,284	0	

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度については、各エンジンの総運転時間は83,000時間を超え、1号機（6月）、3号機（4月）のD点検を計画通り実施しました。 ・事業全体を通して、突発的な修繕や予定していた修繕の先送りはなく、長期修繕計画に基づき、予定通り進捗しています。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<p>維持管理・運營業務に対して、総合的なモニタリングを行った結果、電力及び温水の供給等は適正に行われ、業務目標が達成されたことが確認されました。</p> <p>平成22年1月に全5台(1～5号機)稼働による本格的な運営・維持管理業務を開始して以降13年が経過し、事業契約における運転期間(20年間)の65%以上を終了しました。</p> <p>今期は、年間の取引電力量が計画値を若干上回り、熱供給量は計画値を下回りました。また、消化ガスの有効利用率はほぼ計画値であり、バイオマスエネルギー有効利用による電力の地産地消に貢献できたものと考えられます。</p> <p>令和4年度は、1・3号機の各エンジンについてD点検が実施されました。点検中は対象号機が停止されたため、通常時より少ない台数での運転となりましたが、各号機のスケジュール調整等により無事終了しました。令和5年度は2・4・5号機のF点検が予定されています。</p>
財務面
<p>今期は本格的な営業運転の13期目となりますが、良好な事業運営がなされています。</p> <p>前年度と比較し、売上高および利益は増加し、良好な実績をあげています。</p> <p>事業は順調に推移し、良好な財務状況にあるといえます。</p>
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

損益計算書		
自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日		
(単位:円)		
科 目	金 額	
【売上高】	263,846,140	
売上高		263,846,140
【売上原価】	243,833,051	
売上原価		243,833,051
売上総利益		20,013,089
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		2,601,643
営業利益		17,411,446
【営業外収益】		
雑収入	174	
営業外収益合計		174
【営業外費用】		
支払利息	2,755,277	
雑損失	1,500,000	
営業外費用合計		4,255,277
経常利益		13,156,343
税引前当期純利益		13,156,343
法人税、住民税及び事業税		3,980,700
法人税等調整額		△ 90,156
当期純利益		9,265,799

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

株式会社 bay eggs

貸借対照表
至 令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	248,813,598	【流動負債】	125,034,534
現金及び預金	224,041,408	1年内返済の長期借入金	36,744,000
売掛金	24,395,720	未払金	82,839,112
前払費用	376,470	未払費用	1,174,392
		未払法人税等	2,416,700
		未払消費税等	1,860,330
		【固定負債】	237,454,000
		長期借入金	237,454,000
		負債合計	362,488,534
		純資産の部	
【固定資産】	349,124,012	【株主資本】	235,449,076
【投資その他の資産】	349,124,012	資本金	30,000,000
長期前払費用	348,921,733	資本剰余金	30,000,000
繰延税金資産	202,279	資本準備金	30,000,000
		利益剰余金	175,449,076
		その他利益剰余金	175,449,076
		繰越利益剰余金	175,449,076
		純資産合計	235,449,076
資産合計	597,937,610	負債及び純資産合計	597,937,610

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

		株主資本等変動計算書		
		自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日		(単位:円)
【株主資本】				
資本金	当期首残高			30,000,000
	当期末残高			<u>30,000,000</u>
資本剰余金				
資本準備金	当期首残高			30,000,000
	当期末残高			<u>30,000,000</u>
資本剰余金合計	当期首残高			30,000,000
	当期末残高			<u>30,000,000</u>
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	当期首残高			166,183,277
	当期変動額	当期純利益		9,265,799
	当期末残高			<u>175,449,076</u>
利益剰余金合計	当期首残高			166,183,277
	当期変動額			9,265,799
	当期末残高			<u>175,449,076</u>
株主資本合計	当期首残高			226,183,277
	当期変動額			9,265,799
	当期末残高			<u>235,449,076</u>
純資産合計	当期首残高			226,183,277
	当期変動額			9,265,799
	当期末残高			<u>235,449,076</u>

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月26日

株式会社 bay eggs

監査役 大浦 公仁

イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年5月13日

株式会社 bay eggs
取締役会 御中

公認会計士 野間事務所

東京都足立区

公認会計士

野間 武

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、株式会社 bay eggs の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月20日

作成局・課：市民局地域施設課

(連絡先：671-2086)

1 事業概要

事業名	横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業								
事業内容	瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園の設計・建設・維持管理等								
事業所管課	市民局 地域施設課								
事業形態	混合型	事業方式	BTO方式						
事業期間	約17年 (始期) 平成20(2008)年12月16日 (終期) 令和8(2026)年3月31日								
契約金額	【契約当初】 10,898,085,235 円 (平成20(2008)年12月16日 時点) 【最近改定】 10,553,347,951 円 (令和元(2019)年9月20日 時点)								
PFI事業者	事業者の名称：グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社 ■代表企業：大和リース株式会社横浜支店 ■構成企業：株式会社ハリマビシステム 株式会社共立 ■協力企業：鹿島建設株式会社横浜支店 株式会社NTTファシリティーズ 株式会社環境デザイン研究所 株式会社JR東日本クロスステーション								
主な業務内容	(1)設計業務 (2)建設業務 (3)工事監理業務 (4)公会堂運營業務 (5)食堂・売店運營業務 (6)総合庁舎の維持管理								
特定事業選定時 評価結果 [平成20年2月19日]	定量的評価 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>市が直接実施する場合</th><th>PFI事業として 実施する場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>現在価値換算での指数</td><td>100.0</td><td>90.8</td></tr></tbody></table> 定性的評価 ① 効率的な業務実施による費用の最小化 ② 財政支出の平準化 ③ 施設計画等の優れた提案内容の採用 ④ サービス水準の向上 ⑤ リスク分担の明確化による安定した事業運営				市が直接実施する場合	PFI事業として 実施する場合	現在価値換算での指数	100.0	90.8
	市が直接実施する場合	PFI事業として 実施する場合							
現在価値換算での指数	100.0	90.8							

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2006	平成	18	12	8	実施方針の公表
2007	平成	19	2	28	特定事業の選定
"	平成	19	5	8	入札公告
"	平成	19	7	2	1グループの応募
"	平成	19	11	27	審査委員会による最優秀提案者の選定
"	平成	19	12	11	最優秀候補者の入札参加資格の喪失
2008	平成	20	2	19	入札公告【再公告】
"	平成	20	9	4	審査委員会による最優秀提案者の選定
"	平成	20	12	16	事業契約締結
2009	平成	21	1		設計・建築手続き
2010	平成	22	1		工事着手
"	平成	22	11		公会堂竣工・供用開始、旧公会堂解体、
2011	平成	23	2		区役所・消防署建設
"	平成	23	2	18	公会堂の引渡しに伴う契約金額の変更 【変更後の契約金額】10,820,151,979円
"	平成	23	9	20	物価変動に伴う契約金額の変更 【変更後の契約金額】10,729,446,172円
2012	平成	24	1		区役所・消防署竣工
	平成	24	2		区役所・消防署供用開始
"	平成	24	2	23	区役所・消防署の引渡しに伴う契約金額の変更 【変更後の契約金額】10,535,579,867円
2013	平成	25	3		地下駐車場・公園整備竣工
"	平成	25	4		駐車場・公園供用開始
"	平成	25	5	30	地下駐車場・公園の引渡しに伴う契約金額の変更 【変更後の契約金額】10,472,444,591円
2014	平成	26	6	3	消費税率の変更に伴う契約金額の変更 【変更後の契約金額】10,526,856,285円
2019	令和	元	9	20	消費税率の変更及び建築基準法の改正に伴う契約金額の変更 【変更後の契約金額】10,553,347,951円
<p>【備考】2020年4月1日、事業合併により株式会社日本レストランエンタプライズから株式会社JR東日本フーズに社名変更、2021年4月1日事業合併により株式会社JR東日本フーズから株式会社JR東日本クロスステーションに社名変更。</p>					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務において、安全で適正な施設管理運営を実施しました。 ・ 毎月の定例モニタリングにおいて、市の要望等や利便性や利用サービスの向上に留意した業務の報告・相談を行いました。 ・ 横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画に基づき瀬谷公会堂の天井改修工事（当該PFI事業外）が令和4年6月から令和5年3月迄行われ、施工事業者と適切に調整を行うとともに、4月再開に向けて3月に館内清掃・設備保守点検を実施しました。 ・ 上記改修工事に伴う公会堂休館前の駆込み需要がありました。（4～5月利用料金収入2,140千円、対前年比146.8%、4～5月利用者数9,264人、対前年比139.4%） ・ 令和4年度物価高騰の影響に伴う指定管理施設の状況調査（横浜市からの調査依頼）がありましたので、当該施設の指定管理部分である公会堂について回答を行いました。
	特記事項	
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年12月に設計業務は完了。 ・ 工事監理業務については、平成24年度末をもって完了。
	特記事項	・
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年11月に公会堂をオープン、平成24年2月に区役所・消防署をオープン、平成25年3月に地下駐車場・二ツ橋公園・道路が完成し、全ての事業完成、引渡し完了。
	特記事項	・
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

維持管理業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検・月次点検において、年間計画に基づき業務を実施し、予定通り維持管理業務を完了しました。
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度と同じく4月1日から令和5年2月末迄新型コロナウイルス対策として開庁日に各部屋のドアノブの消毒除菌作業を実施しました。(PFI事業外)
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
運営業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の公会堂運営業務について、公会堂天井工事により令和4年6月から令和5年3月迄休館となりました。4月～5月の稼働率92.6%(日割り)、利用者数9,264人、利用料収入2,140千円の実績となりました。 ・ 公会堂天井工事期間の休館中における案内業務を行いました。 ・ 6月1日未明から6月2日14時頃まで瀬谷公会堂HPにアクセス障害が発生したが、瀬谷区のHPに瀬谷公会堂HPアクセス障害の旨を掲載し、サーバー会社の復旧対応により復旧しました。なお、アクセス障害に係るクレーム等はありませんでした。
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法・コンプライアンスについての研修をしました。 ・ 特殊照明器具用の型を2種類（王冠・土星）新規作成しました。 ・ 他館で見学と舞台技術の研修を行いました。 ・ 瀬谷区主催「瀬谷区人権啓発指導者全体研修」に参加しました。 ・ 消防計画による火災発生時避難訓練及び安全研修を行いました。 ・ 休館中により利用者懇談会をアンケート・意見等をお伺いする書面開催にて行いました。
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
その他(食堂・売店)	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・売店の利用者人数、28,026名（前年度 26,338名）1,688名増 ・ 食堂・売店の売上目標16,079千円に対して、実績売上13,507千円(84.0%)（前年度 12,291千円、1,216千円増） ・ 食堂・売店の利用者1人当たりの売上481円(前年度466円)15円増 ・ イベントメニューによる集客を行いました。 ・ 売店においては、廃棄ロス削減の為の適正発注と、売上増加に向けた新商品の発注を継続しました。
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染防止のための対策を継続しました。

	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
--	----------	---

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	193,712	207,006	13,294	サービス購入料D修繕費の差異(年度ごとに違うため)による増
	経常利益	6,088	-2,110	△8,198	公会堂休館による収入減
	当期利益	4,578	-1,593	△6,171	同上
貸借対照表	総資産	2,685,267	2,161,335	△523,932	割賦売掛金の入金による減
	総負債	2,560,324	2,037,985	△522,339	借入金支払いによる減
	純資産	124,943	123,350	△1,593	当期損失金額

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	238,939	207,006	△31,937	物価変動による改定、公会堂休館
	経常利益	1,676	-2,110	△3,786	公会堂休館によるつい収入減
	当期利益	1,007	-1,593	△2,600	同上

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	217,326	207,006	△10,320	計画時は公会堂休館が確定しておらず、開館を前提とした計画であったため。
	経常利益	2,895	-2,110	△5,005	同上
	当期利益	2,125	-1,593	△3,718	同上

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
<p>企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。</p>				
累計額	283,885	272,737	△11,148	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	70,542	70,542	0	委託契約どおり

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間終了前（14年目）に施設性能マネジメントチームによる建物診断を実施します。 ・令和4年度については突発的な修繕が発生したものの、事業全体を通しては計画修繕により、大きな影響が出ないように取り組んでいます。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<p>全体的に各施設とも日常点検及び月次点検等を行っており、維持管理・運営上の大きな問題はない。また、突発的なトラブルやその対応についても定例モニタリング会議等を通して共有されている。特定天井脱落対策工事として、瀬谷公会堂の一時休館を実施した。</p>
財務面
<p>令和4年度計算書類等（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第14期事業年度）に関して、以下の項目に基づいて確認を行った結果、特に大きな問題はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 提出時期・ 提出書類・ 提案書類との整合（貸借対照表）・ 提案書類との整合（損益計算書） <p>また、指定管理者への新型コロナウイルスにかかる補助金はありません。</p>
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

<u>損 益 計 算 書</u>			
		(単位： 円)	
自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日			
グリーンファシリティーズ瀬谷㈱			
科 目	金 額		
【売上高】			
売 上 高	207,006,442		
売 上 高 合 計			207,006,442
【売上原価】			
売 上 原 価	208,734,166		
合 計	208,734,166		
売 上 原 価			208,734,166
売 上 総 損 失 金 額			1,727,724
【販売費及び一般管理費】			
販売費及び一般管理費合計			146,274
営 業 損 失 金 額			1,873,998
【営業外収益】			
受 取 利 息	30,802,500		
営 業 外 収 益 合 計			30,802,500
【営業外費用】			
支 払 利 息	31,037,664		
その他の営業外費用	1,694		
営 業 外 費 用 合 計			31,039,358
経 常 損 失 金 額			2,110,856
税引前当期純損失金額			2,110,856
法 人 税 等			191,700
法 人 税 等 調 整 額			-708,825
当 期 純 損 失 金 額			1,593,731

【注記】

関係会社との取引高

仕入高 13,450千円

支払利息 1,721千円

イ 貸借対照表

貸借対照表

2023年 3月31日 現在

グリーンファシリティーズ瀬谷勝

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	768,973,704	【流動負債】	657,488,602
現金及び預金	106,279,773	買掛金	106,131,470
売掛金	105,489,673	1年内返済長期借入金	538,434,964
1年内回収長期割賦売掛金	541,625,301	未払利息	9,299,858
未収利息	14,403,566	未払法人税等	64,900
未収入金	60,067	前受金	2,578,236
未収法人税等	654,721	預り金	979,174
未収消費税等	185,603	【固定負債】	1,380,496,479
立替金	275,000	長期借入金	1,380,496,479
【固定資産】	1,392,361,417	負債の部合計	2,037,985,081
【投資その他の資産】	1,392,361,417	純資産の部	
長期割賦売掛金	1,391,574,854	【株主資本】	123,350,040
繰延税金資産(固定)	786,563	資本金	30,000,000
		利益剰余金	93,350,040
		その他利益剰余金	93,350,040
		繰越利益剰余金	93,350,040
		純資産の部合計	123,350,040
資産の部合計	2,161,335,121	負債及び純資産合計	2,161,335,121

【注記】

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金	106,280千円
売掛金	105,490千円
未収利息	14,404千円
未収入金	60千円
未収法人税等	655千円
未収消費税等	186千円
長期割賦売掛金(1年内回収長期割賦売掛金を含む)	1,933,200千円
計	2,160,275千円

②担保に係る負債

長期借入金(1年内返済長期借入金を含む)	1,918,931千円
計	1,918,931千円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

買掛金	7,398千円
1年内返済長期借入金	20,836千円
未払利息	512千円
長期借入金	53,995千円

ウ 株主資本等変動計算書

<u>株 主 資 本 等 変 動 計 算 書</u>			
		自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日	
グリーンファシリティーズ瀬谷㈱			(単位： 円)
【株主資本】			
資 本 金	当期首残高		30,000,000
	当期末残高		<u>30,000,000</u>
利 益 剰 余 金			
その 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		94,943,771
	当期変動額	当期純利益金額	<u>-1,593,731</u>
	当期末残高		<u>93,350,040</u>
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		94,943,771
	当期変動額		<u>-1,593,731</u>
	当期末残高		<u>93,350,040</u>
株 主 資 本 合 計	当期首残高		124,943,771
	当期変動額		<u>-1,593,731</u>
	当期末残高		<u>123,350,040</u>
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		124,943,771
	当期変動額		<u>-1,593,731</u>
	当期末残高		<u>123,350,040</u>

【注記】

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

当事業年度末 普通株式 600株

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

私、監査役は2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、親会社の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び親会社の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である公認会計士 村井一雅の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月10日

グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社

監 査 役 高 濱 昭 夫



イ 独立監査法人による監査報告書(1/2)

独立監査人の監査報告書

令和5年5月9日

グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社
取締役会 御中

村井公認会計士事務所

大阪府大阪市

公認会計士

村井一雅

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報から構成される。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に私に提供されることが予定されている。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

事業報告及びその附属明細書を通読し、重要な誤りがあると判断した場合、私は、当該事項を監査役等に報告することが求められている。

計算書類等に対する経営者並びに監査役責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書

イ 独立監査法人による監査報告書(2/2)

類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまでに軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月28日

作成局・課：水道局川井浄水場

(連絡先：921-1174)

1 事業概要

事業名	川井浄水場再整備事業										
事業内容	浄水場の設計・建設・維持管理等										
事業所管課	水道局 浄水部 川井浄水場										
事業形態	サービス購入型	事業方式	BTO方式								
事業期間	25年(始期)平成21(2009)年4月1日 (終期)令和16(2034)年3月31日										
契約金額	【契約当初】 27,679,173,328円 (平成21(2009)年2月27日 時点) 【最近改定】 27,187,363,089円 (令和4(2022)年8月9日 時点)										
PFI事業者	事業者の名称：ウォーターネクスト横浜株式会社 ■代表企業：メタウォーター株式会社 ■構成企業：メタウォーターサービス株式会社、 三菱HCキャピタル株式会社、月島アクアソリューション株式会社、 東電パワーテクノロジー株式会社、 東京電力エナジーパートナー株式会社 ■協力企業：鹿島建設株式会社、株式会社東京設計事務所										
主な業務内容	(1)事前調査業務 (2)設計業務 (3)工事業務 (4)工事監理業務 (5)周辺調査業務・電波障害等対策業務 (6)浄水場施設維持管理業務										
特定事業選定時 評価結果	定量的評価 <table border="1"><thead><tr><th>PSC</th><th>PFI-LCC</th><th>VFM(金額)</th><th>VFM(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>18,819百万円</td><td>17,532百万円</td><td>1,287百万円</td><td>7.0%</td></tr></tbody></table> [平成20年3月3日] 定性的評価 ① 最適な維持管理サービスの提供 ② リスク分担の明確化による安定した事業運営 ③ 安全性の更なる向上 ④ 財政支出の平準化			PSC	PFI-LCC	VFM(金額)	VFM(%)	18,819百万円	17,532百万円	1,287百万円	7.0%
PSC	PFI-LCC	VFM(金額)	VFM(%)								
18,819百万円	17,532百万円	1,287百万円	7.0%								

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
	平成	19	12	14	実施方針の公表
	平成	20	3	3	特定事業の選定
	平成	20	6	3	入札公告
	平成	20	9	24	1グループの応募
	平成	20	11	14	審査委員会による優秀提案者の選定
	平成	20	12	4	落札者決定
	平成	20	12	26	基本協定締結
	平成	21	2	27	事業契約締結
	平成	21	4	—	基本設計開始
	平成	22	2	—	実施設計開始
	平成	22	7	—	着工
	平成	26	3	31	覚書による契約金額変更（施設整備費、支払利息、消費税の変更） 【変更後の契約金額】：26,756,796,688円
	平成	26	4	1	供用開始
	平成	26	7	31	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：27,009,355,552円
	平成	27	3	31	基準金利見直しによる契約金額変更 【変更後の契約金額】：26,979,371,497円
	平成	27	7	31	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：27,039,589,552円
	平成	28	8	16	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：26,931,511,317円
	平成	29	8	2	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：26,795,989,456円
	平成	30	8	1	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：26,859,114,419円
	令和	元	8	9	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：27,095,292,840円
	令和	2	8	18	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：27,212,257,724円
	令和	3	8	13	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】：27,132,626,352円
	令和	4	3	31	金利指標変更による契約金額変更 【変更後の契約金額】：27,116,204,135円
	令和	4	8	9	金利指標変更による契約金額変更 【変更後の契約金額】：27,187,363,089円
<p>【備考】 令和5年4月1日、月島機械株式会社は持株会社体制へ移行し、月島ホールディングス株式会社に社名変更のうえ、水環境事業を月島アクアソリューション株式会社が承継しました。</p>					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務報告書（2021年度）の作成 ・実施計画書（2023年度）の作成 ・水質管理計画（2023年度）の作成 ・水質検査計画（2023年度）の作成 ・決算業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

維持管理業務	実施内容	・ 運転管理業務、保全管理業務、水質管理業務、災害・事故対策業務、安全衛生管理業務、施設公開業務（前年度と同様にコロナウイルス対策のため、一般見学の受け入れを中止中。SPC側で受け入れたい場合には、市に事前確認。）、保安業務、清掃業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり 内 容：令和4年9月18日に3号膜ろ過装置制御盤シーケンサ異常により、3号膜ろ過装置が約4時間停止した。 対応状況：実施した是正措置に関する是正報告書を令和5年2月17日に提出済）
運営業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
その他	実施内容	なし
	特記事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
	要求水準未達事項	

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	419,588	467,679	48,091	物価改定による維持管理対価の増額、受取修繕費の増額
	経常利益	36,498	35,579	-919	受取割賦利息の減少
	当期利益	25,007	24,397	-610	
貸借対照表	総資産	9,220,644	8,506,776	-713,868	R4年度割賦代金の受領による売掛金の減少
	総負債	8,884,792	8,146,526	-738,266	長期借入金の減少
	純資産	335,851	360,249	24,398	当期純利益による繰越利益剰余金の増加

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	1,424,019	467,679	-956,340	会計基準の変更に伴う割賦売上の未計上
	経常利益	47,841	35,579	-12,262	〃
	当期利益	28,288	24,397	-3,891	〃

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	456,863	467,679	10,816	物価改定による維持管理対価の増額、売電収入の増加
	経常利益	30,037	35,579	5,542	一般管理費の削減（予備費の未消化）等
	当期利益	5,441	24,397	18,956	実績値の当期利益は、法人税等調整額を反映したもの

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
<p>企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。</p>				
累計額	834,155	861,699	27,544	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	157,376	157,376	0	

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<p>事業全体を通して、突発的な修繕や予定していた修繕の先送りはなく、長期修繕計画に基づき、予定通り進捗しています。</p>

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<p>3号膜ろ過装置の停止という要求水準未達事項があったが、それ以外は計画どおり浄水施設維持管理業務を問題なく行った。</p>
財務面
<p>ウォーターネクスト横浜（株）の財務状況は、ほぼ計画どおり安定的に推移しており、財務上の問題、あるいは今後の経営に影響を及ぼすと思われる懸念や疑義は発生していない。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に係る補助金は受領していない。</p>
その他
<p>特になし。</p>

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

損 益 計 算 書		
自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日		
ウォーターネクスト横浜 株式会社		(単位： 円)
科 目	金 額	
【売上高】		
受取維持管理費	464,914,952	
その他収入	2,764,170	
売上高合計		467,679,122
【売上原価】		
支払維持管理費	272,381,502	
修繕費	157,376,223	
合計	429,757,725	
売上原価		429,757,725
売上総利益		37,921,397
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		15,364,528
営業利益		22,556,869
【営業外収益】		
受取利息	5,760	
受取割賦利息	110,602,584	
営業外収益合計		110,608,344
【営業外費用】		
支払利息	97,585,682	
営業外費用合計		97,585,682
経常利益		35,579,531
税引前当期純利益		35,579,531
法人税・住民税及び事業税		20,356,575
法人税等調整額		△9,174,538
当期純利益		24,397,494

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸借対照表

2023年 3月31日 現在

ウォーターネクスト横浜 株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	8,506,767,235	【流動負債】	1,044,897,403
現金及び預金	539,227,308	買掛金	253,566,949
売掛金	7,966,092,487	1年内返済予定長期借入金	729,443,418
前払費用	1,447,440	未払金	6,683,206
【固定資産】	8,800	未払費用	31,137,545
【投資その他の資産】	8,800	未払法人税等	10,128,800
長期前払費用	8,800	未払消費税等	10,896,900
		仮受金	3,040,585
		【固定負債】	7,101,629,566
		長期借入金	6,673,179,258
		繰延税金負債	71,706,476
		長期未払消費税	356,743,832
		負債の部合計	8,146,526,969
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	360,249,066
		資本金	100,000,000
		利益剰余金	260,249,066
		その他利益剰余金	260,249,066
		繰越利益剰余金	260,249,066
		純資産の部合計	360,249,066
資産の部合計	8,506,776,035	負債及び純資産合計	8,506,776,035

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000,000	235,851,572	335,851,572	335,851,572
事業年度中の変動額				
当期純利益金額		24,397,494	24,397,494	24,397,494
事業年度中の変動額合計		24,397,494	24,397,494	24,397,494
当期末残高	100,000,000	260,249,066	360,249,066	360,249,066

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監査報告書

私は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、本社において業務および財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、事業報告およびその附属明細書について検討をいたしました。

また会計帳簿等の調査を行い、該当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）並びにその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2023年5月24日

ウォーターネクスト横浜株式会社

監査役 三枝道雄

イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ウォーターネクスト横浜株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

齋藤 映

監査意見

当監査法人は、以下に掲げられているウォーターネクスト横浜株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、全ての重要な点において、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等作成の基礎並びに配布及び利用制限

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、計算書類等は、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されており、会社計算規則第98条第1項に掲げられた注記事項のうち一部は記載されていない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、横浜市、ウォーターネクスト横浜株式会社の株主であるメタウォーター株式会社、メタウォーターサービス株式会社、三菱HCキャピタル株式会社、月島アクアソリューション株式会社、東京パワーテクノロジー株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社並びにウォーターネクスト横浜株式会社の借入金金融機関である株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社横浜銀行、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社山口銀行、湘南信用金庫及びかながわ信用金庫のみを利用者として想定しており、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成することであり、また、計算書類等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月20日

作成局・課：市民局地域施設課

(連絡先：671-2086)

1 事業概要

事業名	戸塚駅前西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業		
事業内容	区役所、区民文化センター、第二交通広場の設計、建設、維持管理等		
事業所管課	市民局 地域施設課		
事業形態	混合型	事業形態	BTO方式
事業期間	約17年 (始期) 平成22年6月23日 (終期) 令和9年3月31日		
契約金額	【契約当初】 <u>16,903,223,308</u> 円 (平成22年6月23日 時点) 【最近改定】 <u>17,341,081,474</u> 円 (令和4年6月7日 時点)		
PFI事業者	事業者の名称：アートプレックス戸塚株式会社 ■代表企業：三菱HCキャピタル株式会社 ■構成企業：鹿島建設株式会社、株式会社ハリマビシステム、株式会社共立 コクヨマーケティング株式会社 ■協力企業：株式会社東畑建築事務所、株式会社レストランモア		
主な業務内容	主な業務内容 (1)設計に関する業務 (2)建設に関する業務 (3)工事監理業務 (4)維持管理業務 (5)運営業務 ① 区民文化センター管理運営・事業実施業務 ② 第2交通広場管理運営業務 ③ 駐車場管理運営業務 ④ 第2自転車駐車場管理運営業務 ⑤ 食堂運営業務 ⑥ 多目的スペース管理運営業務 ⑦ 店舗運営業務 ⑧ その他市が認める付帯事業 (売店、自動販売機等の利便機能の設置等)		

特定事業選定時 評価結果 [平成22年3月15日]	定量的評価			
	PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
	16,876百万円	15,591百万円	1,285百万円	7.6%
	定性的評価			
	① サービス水準の向上			
	・ 駅前立地の特性を活かした提案			
	・ 一体的な管理・運営による利便性の向上			
	② 優れた提案内容の採用			
	③ リスク分担の明確化による安定した事業運営			

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2009	平成	21	3	31	実施方針の公表
2009	平成	21	5	18	特定事業の選定の公表
2009	平成	21	5	29	要求水準書(案)の公表
2009	平成	21	7	21	入札公告(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案等の公表)
2009	平成	21	10	5	入札参加資格確認申請書受付締切
2009	平成	21	10	15	入札参加資格確認結果通知
2009	平成	21	11	30	入札・開札・提案書受付(2グループ)
2010	平成	22	2	22	審査委員会による最優秀提案者の選定
2010	平成	22	2	26	落札者の決定・公表、審査結果の通知
2010	平成	22	3	24	基本協定の締結
2010	平成	22	6	23	事業契約の締結 【契約金額】：16,903,223,308円
2013	平成	25	2	26	変更契約(物価変動による) 【変更後の契約金額】：16,730,893,617円
	平成	25	3		供用開始 ※区民文化センターの供用開始は平成25年8月末
	平成	25	5	30	変更契約(割賦金利の改定による) 【変更後の契約金額】：16,557,685,075円
2014	平成	26	6	3	変更契約(消費税増による) 【変更後の契約金額】：16,685,820,641円
2017	平成	29	6	6	変更契約(エスカレーター設置工事による) 【変更後の契約金額】：16,979,767,783円
2018	平成	30	2	10	エスカレーター増設工事完了
2019	令和	元	9	20	変更契約(消費税増及び建築基準法改修による)

					【変更後の契約金額】 : 17,036,931,474円
2022	令和	4	6	7	変更契約（ホール天井改修工事による） 【変更後の契約金額】 : 17,341,081,474円
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	・毎月のモニタリング会議にて月次報告を実施。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	・平成23年4月末に設計業務完了。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	・平成25年2月末に建設業務完了。 ・横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画に基づき、天井改修工事を追加工事として契約変更（令和4年6月）及び工事実施・完了
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
維持管理業務	実施内容	・日常点検・月次点検において、年間業務計画に基づく作業は完了した。 ・特に大きな事故・トラブル等もなく業務を遂行できた。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

運 営 業 務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区民文化センター（平成25年8月31日開館）：前年度に比べ、利用者数は1,482人増の77,331人、収入においては11,721千円減の27,433千円となった（目標値：43,378千円）。新型コロナウイルスの影響が無かった平成30年度に比べ、利用者数は75,407人減、収入においては26,499千円減となった。また、令和4年6月～令和5年1月に天井改修工事をしており、収入減の要因となった。 ・駐車場：前年度に比べ、利用台数は206台減の137,450台、収入においては816千円増の23,212千円となった（目標値：16,194千円）。平成30年度に比べ、利用台数は4,784台増、収入においては111千円減となった。 ・食堂：前年度に比べ、利用者数は954組減の16,245組、収入においては2,644千円増の21,371千円となった（目標値：48,000千円）。平成30年度に比べ、利用者数は30,766組減、収入においては18,860千円減となった。 ・多目的スペース：前年度に比べ、稼働率は1.2ポイント減の95.0%、収入においては904千円増の7,422千円となった（目標値：5,670千円）。平成30年度に比べ、稼働率は4.5ポイント減、収入においては2,196千円減となった。
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各運營業務に関し、利用者数の減少がみられるものの収入自体は改善傾向にある。しかしながら、新型コロナウイルスの影響が無かった平成30年度と比較すると継続して厳しい状況にある。 ・特に食堂運営に関しては、原材料費等も高騰しており、厳しい状況にある。
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
そ の 他	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	345,039	621,539	276,500	区民文化センター天井改修 工事費収入の計上
	経常利益	23,440	▲64,746	▲88,186	計画的な修繕費の計上
	当期利益	16,335	▲43,195	▲59,530	同上
貸借対照表	総資産	2,773,367	2,400,655	▲372,712	売掛金の減少 (R4年度の割賦代金を受領 したため)
	総負債	2,288,759	1,959,242	▲329,517	長期借入金の減少
	純資産	484,607	441,412	▲43,195	利益剰余金の減少

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	672,603	621,539	▲51,064	会計基準の変更に伴う割賦 売上の未計上 区民文化センター天井改修 工事費収入の計上
	経常利益	▲67,962	▲64,746	3,216	借入金の減少と金利負担の 減少 予備予算の支出の減少
	当期利益	▲68,153	▲43,195	24,958	税負担の減少

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	345,039	621,539	276,500	区民文化センター天井改修 工事の計上
	経常利益	▲77,453	▲64,746	12,707	予備予算の支出の減少
	当期利益	▲77,645	▲43,195	34,450	法人税等調整額の計上

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
<p>企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。</p>				
累計額	406,136	392,222	▲13,914	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	138,100	138,100	0	—

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<p>・令和4年度に実施した区民文化センターホール天井改修工事の影響により、一部来年度以降に先送りする修繕もあるが、費用のバランスを取りながら、事業全体額として大きな影響が出ないように実施している。</p>

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<ul style="list-style-type: none">・全体的に、各施設とも日常点検及び月次点検等を行い、維持管理・運営上の大きな問題はない。・年間を通して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、新型コロナウイルスの影響が無かった平成30年度に比べ、区民文化センター・食堂・多目的スペースにおける利用者数、収入が減少した。
財務面
<p>令和4年度計算書類等（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第13業年度）に関して、以下の項目に基づいて確認を行った結果、特に大きな問題はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・提出時期・提出書類・提案書類との整合（貸借対照表）・提案書類との整合（損益計算書） <p>また、指定管理者への新型コロナウイルスにかかる補助金はありません。</p>
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

<u>損 益 計 算 書</u>	
自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日	
アートブレックス戸塚株式会社	
(単位： 円)	
科 目	金 額
【売上高】	
維持管理収入	609,364,636
賃貸料収入	12,175,200
売上高合計	621,539,836
【売上原価】	
維持管理原価	665,006,876
賃貸料原価	10,020,000
合計	675,026,876
売上原価	675,026,876
売上総損失金額	53,487,040
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	11,305,535
営業損失金額	64,792,575
【営業外収益】	
受取利息	6,380
割賦利息	34,473,731
営業外収益合計	34,480,111
【営業外費用】	
支払利息	32,934,229
金融手数料	1,500,000
営業外費用合計	34,434,229
経常損失金額	64,746,693
税引前当期純損失金額	64,746,693
法人税・住民税及び事業税	191,700
法人税等調整額	△21,743,234
当期純損失金額	43,195,159

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸 借 対 照 表

2023年 3月31日 現在

アートブレックス戸塚株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,392,246,094	【流動負債】	599,491,902
現金及び預金	531,652,517	買掛金	213,084,351
売掛金	1,832,787,113	一年内返済予定長期借入金	343,025,709
前払費用	737,659	未払費用	13,203,647
未収還付法人税等	5,095,267	未払法人税等	95,900
未収還付消費税等	5,646,900	預り金	29,489,615
未収利息	16,326,638	前受収益	592,680
【固定資産】	8,409,400	【固定負債】	1,359,750,947
【投資その他の資産】	8,409,400	長期借入金	1,252,169,352
差入保証金	8,350,000	繰延税金負債	7,736,602
長期前払費用	59,400	預り保証金	10,893,600
		長期未払消費税等	88,951,393
		負債の部合計	1,959,242,849
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	441,412,645
		資本金	50,000,000
		利益剰余金	391,412,645
		その他利益剰余金	391,412,645
		繰越利益剰余金	391,412,645
		純資産の部合計	441,412,645
資産の部合計	2,400,655,494	負債及び純資産合計	2,400,655,494

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

<u>株 主 資 本 等 変 動 計 算 書</u>			
		自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日	
アートプレックス戸塚株式会社			(単位： 円)
【株主資本】			
資 本 金	当期首残高		50,000,000
	当期末残高		<u>50,000,000</u>
利 益 剰 余 金			
その 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		434,607,804
	当期変動額	当期純利益金額	<u>△43,195,159</u>
	当期末残高		<u>391,412,645</u>
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		434,607,804
	当期変動額		<u>△43,195,159</u>
	当期末残高		<u>391,412,645</u>
株 主 資 本 合 計	当期首残高		484,607,804
	当期変動額		<u>△43,195,159</u>
	当期末残高		<u>441,412,645</u>
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		484,607,804
	当期変動額		<u>△43,195,159</u>
	当期末残高		<u>441,412,645</u>

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

私、監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月14日

アートプレックス戸塚株式会社

監査役 藤元 雄一郎



独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

アートブレックス戸塚株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

齋藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アートブレックス戸塚株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

イ 独立監査法人による監査報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月15日

作成局・課：環境創造局下水道設備課

(連絡先：671-2851)

1 事業概要

事業名	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業		
事業内容	下水汚泥燃料化施設の設計・建設・維持管理運営		
事業所管課	環境創造局 下水道施設部 下水道設備課		
事業形態	サービス購入型	事業方式	BTO方式
事業期間	24年（始期）平成24(2012)年7月30日（終期）令和18(2036)年3月31日		
契約金額	【契約当初】 14,915,464,216 円（平成24(2012)年7月30日 時点） 【最近改定】 16,289,227,501 円（令和3(2021)年3月25日 時点）		
PFI事業者	事業者の名称：株式会社バイオコール横浜南部 ■代表企業：電源開発株式会社 ■構成企業：月島アクアソリューション株式会社 バイオコールプラントサービス株式会社 ■協力企業：太平洋セメント株式会社		
主な業務内容	(1)設計に関する業務 (2)建設に関する業務 ① 既存汚泥焼却炉2号機の解体工事、② 建設・土木工事、 ③ 機械・電気設備工事、④工事監理 (3)管理運営に関する業務 ① 運転・保全管理業務、② 保守点検・修繕業務、 ③ 燃料化物の有効利用業務		
特定事業選定時 評価結果	定量的評価		
[平成23年6月23日]	PSC	PFI-LCC	VFM(金額)
	11,186 百万円	10,389 百万円	797 百万円
			VFM(%)
			7.1 %
	定性的評価		
	① 事業の効率的な実施と最適なサービスの提供		
	② 長期安定的な有効利用先の確保		
	③ 循環型社会の構築等への貢献		
	④ リスク分担の明確化による安定した事業運営		

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2011	平成	23	2	24	実施方針の公表
2011	平成	23	6	20	特定事業の選定
2011	平成	23	8	2	入札公告
2012	平成	24	2	16	審査委員会による優秀提案者の選定
2012	平成	24	2	27	落札者決定
2012	平成	24	3	30	基本協定締結
2012	平成	24	7	30	事業契約締結
2016	平成	28	3	28	消費税の改定及び尿素水追加により契約金額変更 【変更後の契約金額】：15,226,531,216円
2016	平成	28	4	1	供用開始
2016	平成	28	6	27	基準金利の変更により契約金額変更 【変更後の契約金額】：14,986,755,619円
2019	平成	31	3	25	改正大気汚染防止法改正に伴う水銀対策設備の設置により契約金額変更 【変更後の契約金額】：16,004,297,059円
2019	平成	31	3	30	供用開始(水銀対策設備)
2019	令和	元	12	20	消費税の改定により契約金額変更 【変更後の契約金額】：16,153,018,219円
2021	令和	3	3	25	物価変動に伴うサービス購入料の改定により契約金額変更 【変更後の契約金額】：16,289,227,501円

【備考】

令和5年4月1日、月島機械株式会社は持株会社体制へ移行し、月島ホールディングス株式会社に社名変更のうえ、水環境事業を月島アクアソリューション株式会社が承継しました。

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	・燃料化設備の管理運営業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
維持管理業務	実施内容	・燃料化設備の日常点検および定期修繕等
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
運営業務	実施内容	・下水汚泥の処理 汚泥受入量：46,532.55[t/年] （計画46,500[t/年] 計画比100%） ・燃料化物の製造 出荷量：7,400.78[t/年] （計画7,158[t/年] 計画比103%） ・温室効果ガスの削減 削減量：4,560[t-CO2/年] （計画 5,800[t-CO2/年] 計画比 77%）
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
その他	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	29,227	29,227	0	
	経常利益	15,993	16,137	144	監査法人への委託費減によるもの。
	当期利益	11,390	11,485	95	上記理由で経常利益が増加したことによるもの。
貸借対照表	総資産	2,364,028	2,258,239	▲105,789	主にサービス購入料Aに係る売掛金の減少によるもの。
	総負債	2,239,774	2,122,501	▲117,273	借入金返済に伴う長期借入金の減少によるもの。
	純資産	124,253	135,738	11,485	当期利益が増加したことにより繰越利益剰余が増加したため。

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	627,638	29,227	▲598,411	令和3年度より原則適用となっている「新収益認識基準」による影響のため。
	経常利益	13,721	16,137	2,416	主に諸経費等のコスト削減によるもの。
	当期利益	8,418	11,485	3,067	同上

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	29,227	29,227	0	
	経常利益	16,026	16,137	111	主に諸経費等のコスト削減によるもの。
	当期利益	9,061	11,485	2,424	主に法人税等調整額によるもの。

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
<p>企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。</p>				
累計額	556,780	581,871	25,091	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	161,547	161,547	0	

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<p>突発的な計画外の追加修繕と計画修繕の先送りにより、費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないよう取り組んでいます。</p>

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<p>平成28年4月より施設の管理運営を予定通り開始しており、令和4年度は、年間汚泥処理量46,500tを達成した。</p>
財務面
<p>金融機関との直接協定に基づいて財務チェックを行っており、問題がないことを確認している。</p>
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

損 益 計 算 書			
自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日			
株式会社バイオコール横浜南部		(単位：円)	
科 目	金	額	
【 売 上 高 】		29,227,833	
売 上 総 利 益		29,227,833	
【販売費及び一般管理費】		13,903,648	
営 業 利 益		15,324,185	
【 営 業 外 収 益 】			
受 取 利 息	18,028,550		
そ の 他	210	18,028,760	
【 営 業 外 費 用 】			
支 払 利 息	17,215,483	17,215,483	
経 常 利 益		16,137,462	
税 引 前 当 期 純 利 益		16,137,462	
法 人 税 等		8,649,292	
法 人 税 等 調 整 額		△ 3,997,064	
当 期 純 利 益		11,485,234	

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

株式会社バイオコール横浜南部

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	2,258,239,755	【 流 動 負 債 】	296,439,587
現 金	40,862	買 掛 金	142,906,168
普 通 預 金	273,384,503	1年以内返済予定の長期借入金	122,365,336
売掛金及び契約資産	1,978,680,928	未 払 金	9,894,331
未 収 入 金	4,397,944	未 払 費 用	11,837,352
前 払 費 用	1,735,518	未 払 法 人 税 等	6,708,300
		未 払 消 費 税 等	2,728,100
		【 固 定 負 債 】	1,826,061,854
		長 期 借 入 金	1,727,461,302
		長 期 未 払 債 務	69,260,326
		繰 延 税 金 負 債	29,340,226
		負 債 合 計	2,122,501,441
		純 資 産 の 部	
		【 株 主 資 本 】	135,738,314
		【 資 本 金 】	50,000,000
		【 利 益 剰 余 金 】	85,738,314
		【 その他利益剰余金】	85,738,314
		繰 越 利 益 剰 余 金	85,738,314
		純 資 産 合 計	135,738,314
資 産 合 計	2,258,239,755	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,258,239,755

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

株式会社バイオコール横浜南部

(単位：円)

勘 定 科 目		金 額
【 株 主 資 本 】		
【 資 本 金 】		
資 本 金	当期首残高及び当期末残高	50,000,000
【 利 益 剰 余 金 】		
【その他利益剰余金】		
繰越利益剰余金	当期首残高	74,253,080
	当期変動額 当期純利益	11,485,234
	当期末残高	85,738,314
利益剰余金合計	当期首残高	74,253,080
	当期変動額	11,485,234
	当期末残高	85,738,314
株主資本合計	当期首残高	124,253,080
	当期変動額	11,485,234
	当期末残高	135,738,314
純 資 産 合 計	当期首残高	124,253,080
	当期変動額	11,485,234
	当期末残高	135,738,314

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

私監査役は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその他附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその他附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月31日

株式会社バイオコール横浜南部

監査役

中村 智尚



イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社バイオコール横浜南部
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

前田 康雄

監査意見

当監査法人は、株式会社バイオコール横浜南部の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月31日

作成局・課：にぎわいスポーツ文化局MICE振興課

(連絡先：671-3546)

1 事業概要

事業名	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業		
事業内容	MICE施設の設計・建設・維持管理		
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 観光MICE振興部 MICE振興課		
事業形態	サービス購入型	事業方式	BTO方式
事業期間	25年（始期）平成27(2015)年12月17日（終期）令和22(2040)年3月31日		
契約金額	【契約当初】 37,817,854,756 円（平成27(2015)年12月17日 時点） 【最近改定】 36,950,527,345 円（令和4(2022)年9月16日 時点）		
PFI事業者	事業者の名称：株式会社横浜グローバルMICE ■代表企業：株式会社竹中工務店 ■構成企業：株式会社小俣組、日本管財株式会社、 三菱HCキャピタル株式会社 ■協力企業：株式会社佐藤総合計画		
主な業務内容	(1)統括管理業務 ① 統括マネジメント業務 ② 総務・経理業務 ③ 事業評価業務 ④ 国庫補助金関連業務（本業務に関して市が補助申請を行う場合） (2)設計業務 ① 事前調査業務 ② 各種関係機関等との調整業務 ③ 設計及び関連業務 ④ 国庫補助金関連業務（本事業に関して市が補助申請を行う場合） ⑤ 検査等対応業務 (3)建設業務 ① 建設業務及びその関連業務 ② 什器備品設置業務 ③ 国庫補助金関連業務（本事業に関して市が補助申請を行う場合） (4)工事監理業務		

	<p>(5)維持管理・保全業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物保守管理業務 ② 建築設備保守管理業務 ③ 植栽維持管理業務 ④ 修繕業務 								
<p>特定事業選定時 評価結果 [平成26年11月21日]</p>	<p>定量的評価</p> <table border="1" data-bbox="408 465 1433 568"> <thead> <tr> <th>PSC</th> <th>PFI-LCC</th> <th>VFM (金額)</th> <th>VFM (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,054百万円</td> <td>31,198百万円</td> <td>1,856百万円</td> <td>約5.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>定性的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ホテルを含む民間収益施設を一体的に計画することによるMICE機能の更なる強化 ② 供用時期の早期化による利用機会の拡大 ③ MICE主催者や参加者に対するサービス水準の向上 ④ リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な事業運営の実現 ⑤ サービス購入型事業実施による市の財政支出の平準化 	PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)	33,054百万円	31,198百万円	1,856百万円	約5.6%
PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)						
33,054百万円	31,198百万円	1,856百万円	約5.6%						

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2014	平成	26	8	29	実施方針の公表
			11	21	特定事業の選定
2015	平成	27	1	6	入札公告
			6	29	提案書の受付
			8	12	審査委員会による優秀提案者の選定
			8	31	落札者決定
			10	7	基本協定締結
			12	17	事業契約締結
			12	—	基本設計開始
2016	平成	28	11	—	実施設計開始
2017	平成	29	4	1	準備工事着工
			8	1	本体工事着工
2018	平成	30	8	31	第1回契約変更（税制改正対応） 【変更後の契約金額】：契約金額変更無
2019	令和	元	6	4	第2回契約変更（物価指数の変動対応） 【変更後の契約金額】：38,229,284,313円
2019	令和	元	12	19	第3回契約変更（消費税率変更対応） 【変更後の契約金額】：38,313,568,073円
2020	令和	2	3	31	しゅん工引渡し
2020	令和	2	4	24	開業
2020	令和	2	7	7	第4回変更契約（金利確定変更対応） 【変更後の契約金額】：36,761,382,763円
2020	令和	2	9	16	第5回変更契約（物価変動変更対応） 【変更後の契約金額】：36,906,828,453円
2022	令和	4	9	16	第6回変更契約（物価変動変更対応） 【変更後の契約金額】：36,950,527,345円
2023	令和	5	1	31	第7回変更契約（物価指数算出に使用する指標の変更） 【変更後の契約金額】：契約金額変更無
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	1. 統括マネジメント業務 (1) 維持管理・保全業務の履行状況の管理および関係者間の調整 (2) 提出書類作成・管理 2. 総務・経理業務 (1) 予算決算業務 (2) 書類等の管理及び記録の作成業務 3. 事業評価業務 (1) 維持管理・保全業務のモニタリングの確認 (2) 財務状況・資金収支モニタリングの実施 (3) 年度管理報告書の作成 (4) P F I 事業者②に対するヒアリング
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	<維持管理期間中につき該当無し>
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	<維持管理期間中につき該当無し>
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
維持管理業務	実施内容	(1) 建築物保守管理業務 (2) 建築設備保守管理業務 (3) 植栽維持管理業務 (4) 修繕業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	134,066	134,255	189	サービス対価改定による
	経常利益	35,804	34,457	△1,347	割賦利息収入が減少したため
	当期利益	23,439	22,550	△889	同上
貸借対照表	総資産	28,523,962	26,810,150	△1,713,812	割賦未収入金が減少したため
	総負債	28,249,449	26,513,087	△1,736,362	長期借入金が増加したため
	純資産	274,512	297,062	22,550	R4年度当期利益計上のため

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	1,718,065	134,255	△1,583,810	サービス対価改定及び割賦利息を営業外収益に変更したため
	経常利益	63,550	34,457	△29,093	基準金利の差による
	当期利益	63,358	22,550	△40,808	基準金利の差による

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	134,066	134,255	189	サービス対価改定による
	経常利益	33,287	34,457	1,170	販管費の予備費減による
	当期利益	22,798	22,550	△248	収益認識会計基準適用に伴う税効果を反映したため

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。				
累計額	270,253	279,213	8,960	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	101,486	101,612	126	物価変動に伴う改定のため

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・設備の状態もよく、計画修繕の必要がない状況であったため、令和4年度に計画していた換気設備の部分修繕については実施しなかった。 ・現在の状況を踏まえ、先送りする修繕の費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないように長期修繕計画を見直す予定。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<ul style="list-style-type: none">・計画通りの点検と突発的な不具合への対応を行うことにより、施設の機能及び性能を維持しており、大きな問題はない。
財務面
<ul style="list-style-type: none">・金融機関との直接協定に基づいて財務チェックを行っており、問題がないことを確認している。
その他
特になし

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

損 益 計 算 書	
自 令和4年 4月 1日	
至 令和5年 3月 31日	
株式会社 横浜グローバルMICE	
(単位：円)	
科 目	金 額
〈営業損益の部〉	
売 上 高	
維持管理収入	134,255,275
売 上 原 価	
維持管理原価	101,674,923
売 上 総 利 益	32,580,352
販売費及び一般管理費	18,679,346
営 業 利 益	13,901,006
〈営業外損益の部〉	
営 業 外 取 益	
受 取 利 息	7,070
割賦利息収入	69,663,603
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	48,313,906
ローン手数料	800,000
経 常 利 益	34,457,773
税引前当期純利益	34,457,773
法人税、住民税及び事業税	191,700
法人税等調整額	11,715,642
当 期 純 利 益	22,550,431

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸借対照表

令和5年3月31日 現在

株式会社 横浜グローバルMICE

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	26,810,150,827	【流動負債】	1,491,754,741
現金及び預金	537,954,292	買掛金	27,977,876
売掛金	36,937,473	1年内返済予定長期借入金	1,418,045,278
割賦未収入金	26,217,460,380	未払費用	6,611,193
前払費用	749,103	未払法人税等	191,700
未収収益	17,048,502	未払消費税等	34,818,100
未収入金	1,077	未払利息	4,110,594
		【固定負債】	25,021,333,116
		長期借入金	23,149,572,445
		繰延税金負債	128,015,495
		長期仮受消費税等	1,743,745,176
		負債の部合計	26,513,087,857
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	297,062,970
		資本金	50,000,000
		利益剰余金	247,062,970
		その他利益剰余金	247,062,970
		繰越利益剰余金	247,062,970
		純資産の部合計	297,062,970
資産の部合計	26,810,150,827	負債及び純資産合計	26,810,150,827

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月 31日

株式会社 横浜グローバルMICE

(単位：円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000,000	224,512,539	274,512,539	274,512,539
当期変動額				
当期純利益		22,550,431	22,550,431	22,550,431
当期変動額合計		22,550,431	22,550,431	22,550,431
当期末残高	50,000,000	247,062,970	297,062,970	297,062,970

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年 6月 9日

株式会社横浜グローバルMICE

監 査 役 古 山 和 史



イ 独立監査法人による監査報告書


独立監査人の監査報告書

令和5年6月9日

株式会社横浜グローバルMICE
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横浜グローバルMICEの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月24日

作成局・課：環境創造局下水道設備課

(連絡先：671-2851)

1 事業概要

事業名	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業		
事業内容	・既設焼却炉(3炉)の撤去 ・汚泥焼却炉(200t/日)、汚泥燃料化施設(200t/日)の建設 ・改良土プラント(約70m ³ /hr)の建設後、既設を撤去 ・既設5号焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉に水銀対策設備を追加 ・施設の管理運営		
事業所管課	環境創造局 下水道施設部 下水道設備課		
事業形態	サービス購入型+独立採算型(※) (※改良土プラントの管理運営業務のみ)	事業方式	BTO方式
事業期間	23年 (始期) 平成28(2016)年8月31日 (終期) 令和21(2029)年3月31日		
契約金額	【契約当初】 <u>41,864,793,142</u> 円 (平成28(2016)年8月31日 時点) 【最近改定】 <u>46,080,101,298</u> 円 (令和4(2022)年6月30日 時点)		
PFI事業者	事業者の名称：株式会社横浜Bay Link ■代表企業：JFEエンジニアリング株式会社 ■構成企業：奥多摩工業株式会社、株式会社デイ・シイ、 東芝インフラシステムズ株式会社、奥多摩建設工業株式会社 ■協力企業：横浜改良土センター株式会社		
主な業務内容	(1)設計業務 (2)建設業務 (3)工事監理業務 (4)既設焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉、改良土プラントの管理運営業務		

特定事業選定時 評価結果 [平成27年7月9日]	定量的評価			
	PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
	29,410百万円	27,796百万円	1,614百万円	5.5%
	定性的評価			
	① 事業の効率的な実施と最適なサービスの提供			
	② 最新技術の導入			
	③ 長期安定的な有効利用先の確保			
	④ リスク分担の明確化による安定した事業運営			

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2015	平成	27	4	7	実施方針の公表
2015	平成	27	7	9	特定事業の選定
2015	平成	27	7	14	入札公告
					1 グループの応募
2016	平成	28	1	15	審査委員会による優秀提案者の選定
2016	平成	28	2	5	落札者決定
2016	平成	28	3	29	基本協定締結
2016	平成	28	8	31	事業契約締結
				—	基本設計開始
				—	実施設計開始
				—	着工
					事業当初既存施設の管理運営開始日
2017	平成	29	3	8	サービス購入料A1の支払いスケジュールを変更 【変更後の契約金額】：41,864,793,142円 (変更なし)
2019	平成	31	3	25	水銀対策設備の追加発注により契約金額変更 【変更後の契約金額】：45,563,654,902円
2019	平成	31	4	1	汚泥燃料化施設、改良土プラントの供用開始日
2019	令和	元	6	6	基準金利の見直しにより契約金額変更 【変更後の契約金額】：45,436,684,682円
2019	令和	元	12	20	消費税率の変動により契約金額変更 【変更後の契約金額】：45,915,120,322円
2020	令和	2	3	10	サービス購入料A1の支払いスケジュールを変更 【変更後の契約金額】：45,915,120,322円 (変更なし)
2020	令和	2	3	25	改良土プラントの管理運営業務について変更 【変更後の契約金額】：45,915,120,322円 (変更なし)
2020	令和	2	6	30	基準金利の見直しにより契約金額変更 【変更後の契約金額】：45,870,349,432円
2021	令和	3	3	5	物価変動等により契約金額変更 【変更後の契約金額】：45,894,241,753円
2021	令和	3	3	17	サービス購入料A1の支払いスケジュールを変更 【変更後の契約金額】：45,894,241,753円 (変更なし)

2021	令和	3	3	31	燃料化物買取単価及び焼却灰単価の改定
2022	令和	4	3	11	サービス購入料A 2の割賦金利の基準金利の規定変更 【変更後の契約金額】：45,894,241,753円（変更なし）
2022	令和	4	3	31	燃料化物買取単価の改定
2022	令和	4	4	1	新一号焼却炉の供用開始日
2022	令和	4	6	30	基準金利の見直し及び物価変動等により契約金額変更 【変更後の契約金額】：46,080,101,298円
2023	令和	5	3	31	燃料化物買取単価及び焼却灰単価の改定
<p>【備考】 令和5年10月1日、JFEエンジニアリング株式会社の水エンジニアリング事業を月島JFEアクアソリューション株式会社が承継（予定）</p>					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	・既設5号焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉、改良土プラントの管理運営業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び状況： ）
維持管理業務	実施内容	・既設5号焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉、改良土プラント 日常点検および定期修繕等
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
運営業務	実施内容	・市から供給された消化汚泥等の処理（業務計画：117,425t/年） 既設5号焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉において、 年間総計（117,980.444t） 四半期の内訳は、第1四半期（29,320.534t）、第2四半期 （29,658.540t）、 第3四半期（29,536.240t）、第4四半期（29,465.130t）
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
その他	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び状況： ）

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	5,050,385	1,150,620	-3,899,765	R3年度でサービス購入料A1（国費相当）の支払いが終了したため
	経常利益	11,906	21,322	9,416	新1号焼却炉管理運営開始のため
	当期利益	8,681	14,922	6,241	新1号焼却炉運営開始による利益増
貸借対照表	総資産	8,533,072	6,393,290	-2,139,782	新1号焼却炉建設売掛金減少
	総負債	8,382,875	6,228,171	-2,154,704	新1号焼却炉建設買掛金減少
	純資産	150,196	165,119	14,923	当期純利益

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	1,461,012	1,150,620	-310,392	金利確定・料金改定のため
	経常利益	12,005	21,322	9,317	金利確定・料金改定のため
	当期利益	7,296	14,922	7,626	新1号焼却炉運営開始による利益増

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	1,538,080	1,150,620	-387,460	金利確定・料金改定のため
	経常利益	12,317	21,322	9,005	金利確定・料金確定のため
	当期利益	7,491	14,922	7,431	新1号焼却炉運営開始による利益増

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
平成28年度	0	0	0	
<p>企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。</p>				
累計額	97,640	103,240	5,600	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	20,320	20,320	0	

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<p>汚染防止法の改正による水銀対策設備の対応費用の追加が見られるものの、事業全体を通して大きな影響額ではない。事業期間が約1/4経過したなか、現状の修繕実施額も全体修繕計画額の約1/4という結果を受け、概ね予定とおりに進捗している。</p>

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<p>令和3年度末に設計・建設業務が完了したことを受け、令和4年度より、汚泥を処理する設備構成が最終的な形態になり、管理・運營業務が本格的に始動している。令和4年度は、受入汚泥の全量処理（約118,000t）を達成した。</p>
財務面
<p>金融機関との直接協定に基づいて財務チェックを行っており、問題が無いことを確認している。</p>
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

<u>損 益 計 算 書</u>			
自令和 4年 4月 1日			
至令和 5年 3月 31日			
(単位：円)			
科 目	金 額		
【売上高】			1,150,620,388
売上高	1,150,620,388		
【売上原価】			1,110,420,388
外注費	1,106,797,698		
仕入高	3,622,690		
売上総利益			40,200,000
【販売費及び一般管理費】			20,627,062
営業利益			19,572,938
【営業外収益】			21,381,687
受取割賦利息	21,381,687		
【営業外費用】			19,632,241
支払利息	19,632,241		
経常利益			21,322,384
税引前当期純利益			21,322,384
法人税、住民税及び事業税	6,636,300		
法人税等調整額	△ 236,874		6,399,426
当期純利益			14,922,958

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【6,392,890,792】	【流動負債】	【992,807,131】
現金及び預金	470,096,045	買掛金	633,453,710
売掛金	336,465,405	一年内返済長期借入金	333,108,105
割賦売掛金	5,578,668,737	未払金	17,600,000
前払費用	2,431,790	未払費用	2,482,916
未収入金	5,228,815	未払法人税等	4,688,100
		未払消費税等	1,474,300
【固定資産】	【400,139】	【固定負債】	【5,235,364,456】
投資その他の資産	400,139	長期借入金	5,235,364,456
繰延税金資産	400,139		
		負債合計	6,228,171,587
		純資産の部	
		【株主資本】	【165,119,344】
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	0
		利益剰余金	65,119,344
		その他利益剰余金	65,119,344
		繰越利益剰余金	65,119,344
		【評価・換算差額等】	0
		純資産合計	165,119,344
資産合計	6,393,290,931	負債純資産合計	6,393,290,931

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自令和 4年4月 1日

至令和 5年3月31日

(単位:円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000,000					50,196,386	50,196,386	150,196,386
当期変動額								0
資本金の払込								0
剰余金の配当								0
別途積立金								0
当期純利益						14,922,958	14,922,958	14,922,958
自己株式の取得								0
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動 額(純額)								0
当会計期間中の 変動額合計	0	0	0	0	0	14,922,958	14,922,958	14,922,958
当期末残高	100,000,000	0	0	0	0	65,119,344	65,119,344	165,119,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高			150,196,386
当期変動額			0
資本金の払込			0
剰余金の配当			0
別途積立金			0
当期純利益			14,922,958
自己株式の取得			0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動 額(純額)			0
当会計期間中の 変動額合計	0	0	14,922,958
当期末残高	0	0	165,119,344

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監査報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月26日

株式会社横浜 Bay Link

監査役 高橋 弘

イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社横浜Bay Link
取締役会 御中

山口公認会計士事務所
愛知県名古屋市
公認会計士

山口 登 功

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じ、株式会社横浜Bay Linkの2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月31日

作成局・課：にぎわいスポーツ文化局 MICE振興課

(連絡先：671-3546)

1 事業概要

事業名	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業		
事業内容	MICE施設の運営・維持管理		
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 観光MICE振興部 MICE振興課		
事業形態		事業方式	コンセッション方式
事業期間	23年（始期）平成29(2017)年3月30日（終期）令和22(2040)年3月31日		
契約金額 ※運営権対価として	【契約当初】 8,992,384,761円（平成29(2017)年3月30日時点） 【最近改定】 9,186,061,133円（令和3(2021)年2月26日時点）		
PFI事業者	事業者の名称：株式会社横浜国際平和会議場		
主な業務内容	(1)統括管理業務 ① 統括マネジメント業務 ② 総務・経理業務 ③ 事業評価業務 (2)開業前準備業務 ① 利用規則の策定業務 ② 広報・誘致業務 ③ スタッフ研修業務 ④ 関係者とのスケジュール等調整業務 (3)維持管理・保全業務 ① 建築物保守管理業務 ② 建築設備保守管理業務 ③ 外構施設保守管理業務 ④ 清掃業務 ⑤ 環境衛生管理（廃棄物処理を含む）業務 ⑥ 什器備品保守管理業務 ⑦ 警備業務 ⑧ 修繕業務 ⑨ 周辺基盤施設の維持管理業務		

	<p>(4) 運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 20街区M I C E 施設運営業務 ② 広報・誘致業務 ③ 什器備品の貸出業務 ④ 駐車場運営業務 ⑤ 安全管理・防災・緊急事態等対応業務 ⑥ 行政・周辺施設との連携業務 ⑦ M I C E 運営事業期間終了時の引継業務
<p>特定事業選定時 評価結果 [平成28年 8月26日]</p>	<p>定量的評価 実施なし</p> <p>定性的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際的なM I C E 拠点都市・横浜の競争力・ブランド力の向上 ② 効率的かつ効果的な運営・維持管理 ③ リスク分担の明確化による安定した事業運営 ④ 公共施設等運営権対価による歳入の確保

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2016	平成	28	5	25	実施方針の公表
			8	26	特定事業の選定
			8	26	提案募集要項等の公表
			10	17	提案書提出
			11	21	審査委員会による提案者の選定
			12	5	運営事業者決定
2017	平成	29	3	30	公共施設等運営権実施契約の締結
			5	17	利用規則及び利用料金の公表
			5	22	予約受付開始
2019	平成	元	12	10	第1回契約変更（消費税率変更対応）
2020	令和	2	3	31	しゅん工、引渡し
			4	1	公共施設等運営権設定
			4	24	開業
			6	30	第2回契約変更（支払い計画の変更）
2021	令和	3	2	26	第3回契約変更（支払い計画の変更）
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	①統括マネジメント業務 ・市及び関係機関との必要な諸調整 ・各種書類の作成と提出 ②総務・経理業務 ・予算決算業務 ・文書等の管理及び記録の作成業務 ③事業評価業務 ・セルフモニタリングの実施 ・財務状況等に関するモニタリング
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
維持管理業務	実施内容	①建築物保守管理業務 ②建築設備保守管理業務 ③外構施設保守管理業務 ④清掃業務 ⑤環境衛生（廃棄物処理を含む）業務 ⑥什器備品保守管理業務 ⑦警備業務 ⑧修繕業務 ⑨周辺基盤施設の維持管理業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

運営業務	実施内容	①20街区MICE施設運営業務 ・利用予約の受付等 ・利用者、来館者の支援 ・受付・総合案内 催事件数 141件 実質日数稼働率 38% 参加者数 194,000人 ②広報・誘致業務 ③什器備品の貸出業務 ④駐車場運営業務 ⑤安全管理・防災・緊急事態等対応業務 ⑥行政・周辺施設との連携業務 ⑦MICE運営事業期間終了時の引継ぎ業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
その他	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

1 - (1) 財務状況の比較 (株式会社横浜国際平和会議場)

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	7,746,291	8,708,004	961,713	会場使用料収入等の増
	経常利益	△182,307	336,110	518,417	同上
	当期利益	△206,535	322,761	529,296	同上
貸借対照表	総資産	45,962,973	44,808,593	△1,154,380	有形固定資産等の減
	総負債	36,505,276	35,028,134	△1,477,142	長期借入金の減
	純資産	9,457,697	9,780,459	322,762	利益剰余金の増

イ 計画値 (契約時) との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高				
	経常利益				
	当期利益				

ウ 計画値 (年度当初) との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	8,571,362	8,708,004	136,642	会場使用料収入等の増
	経常利益	271,974	336,110	64,136	同上
	当期利益	132,276	322,761	190,485	同上

1－（2）財務状況の比較（20街区MICE施設運営事業）

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	1,361,913	1,787,866	425,953	会場使用料収入等の増
	経常利益	△10,152	267,127	277,279	同上
	当期利益	△11,020	224,490	235,510	同上
貸借対照表	総資産				
	総負債				
	純資産				

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	2,015,943	1,787,866	△228,077	会場使用料収入の計画未達
	経常利益	55,712	267,127	211,415	水光熱費等の計画比減
	当期利益	45,126	224,490	179,364	同上

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	1,510,314	1,787,866	277,552	会場使用料収入等の増
	経常利益	91,739	267,127	175,388	同上
	当期利益	55,833	224,490	168,657	同上

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。				
累計額	60,000	2,873	△57,127	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	6,500	716	△5,784	故障・不具合等による突発修繕が少なかったため。

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・当初、吊物機構、照明、映像・音響設備の部分修繕・更新を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で稼働率が低く、劣化もしていないため、修繕は不要と判断し実施していない。 ・そのうえで、先送りする修繕の費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないように令和5年度以降の長期修繕計画の見直しを行う予定。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<ul style="list-style-type: none">・計画通りの点検と突発的な不具合への対応を行うことにより、施設の機能及び性能を維持しており、大きな問題はない。・予約件数も順調に伸び、積極的なセールスによりMICE開催に結び付けた。・6月に開催した催事で、催事進行に大きく影響を与える音響不具合が発生し、プログラムが一時中断した。故障した機器の入替えを実施し、予備機材も手配してバックアップ体制は整備済み。より良い設備環境で催事運営を実施するため、継続して事業者と対応していく。
財務面
<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍で厳しい状況の2020年度に運営開始した当該事業であったが、昨年度と比較し、売上高が増加し黒字に転じており、良好な実績をあげている。・当該事業者が管理運営する他の事業（会議センター、展示ホール、アネックスホール棟）も含め、安心安全な開催環境の提供、積極的なセールス、ハイブリッド開催に対応する配信サービス提供等の経営努力により、会社としても3期ぶりに黒字回復した。以上から、当面の事業活動の継続性に懸念はないと考えている。
その他
特になし。

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書（株式会社 横浜国際平和会議場）

<u>損 益 計 算 書</u>			
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)		(単位：千円)	
科 目	金 額		
売上高			8,708,004
売上原価			7,322,346
売上総利益			1,385,658
販売費及び一般管理費			874,134
営業利益			511,523
営業外収益			
受取利息	448		
助成金の収入	4,484		
その他	1,271		6,203
営業外費用			
支払利息	179,617		
支払手数料	2,000		181,617
経常利益			336,110
特別利益			
受取保険金	2,837		2,837
特別損失			
固定資産除却損	25,505		25,505
税引前当期純利益			313,442
法人税、住民税及び事業税	50,029		
法人税等調整額	△59,348		△9,319
当期純利益			322,761

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の損益計算書を使用しています。

イ 貸借対照表

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,960,188	流 動 負 債	4,181,327
現 金 及 び 預 金	3,047,356	買 掛 金	481,050
売 掛 金	297,628	1年以内返済予定長期借入金	1,417,120
金 銭 の 信 託	1,600,000	契 約 負 債	1,411,091
そ の 他 の 金	15,233	設 備 未 払 金	29,532
貸 倒 引 当 金	△29	未 払 法 人 税 等	78,810
		公 共 施 設 等 運 営 権 負 債	203,268
		そ の 他	560,455
固 定 資 産	39,848,405	固 定 負 債	30,846,806
有 形 固 定 資 産	31,373,745	長 期 借 入 金	18,103,060
建 築 物	31,075,179	長 期 未 払 金	1,014,440
構 築 物	130,828	退 職 給 付 引 当 金	503,911
車 両 運 搬 具	61	受 入 保 証 金 等	2,604,335
工 具 器 具 備 品	148,675	公 共 施 設 等 運 営 権 負 債	8,620,217
建 設 仮 勘 定	19,000	そ の 他	842
無 形 固 定 資 産	7,831,789	負 債 合 計	35,028,134
ソ フ ト ウ ェ ア	48,348	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	1,935	株 主 資 本	9,780,459
施 設 利 用 権	550	資 本 金	7,565,000
公 共 施 設 等 運 営 権	7,750,246	利 益 剰 余 金	2,215,459
施 設 運 営 権 更 新 投 資	30,709	利 益 準 備 金	6,770
投 資 そ の 他 の 資 産	642,870	繰 越 利 益 剰 余 金	2,208,688
投 資 有 価 証 券	475		
長 期 前 払 費 用	200,506	純 資 産 合 計	9,780,459
繰 延 税 金 資 産	436,678	負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,808,593
そ の 他	5,210		
資 産 合 計	44,808,593		

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の貸借対照表を使用しています。

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,565,000	6,770	1,885,927	1,892,697	9,457,697	9,457,697
当期の変動額						
当期純利益			322,761	322,761	322,761	322,761
当期の変動額合計	—	—	322,761	322,761	322,761	322,761
当期末残高	7,565,000	6,770	2,208,688	2,215,459	9,780,459	9,780,459

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

エ 損益計算（みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設運営事業）

事業年度		令和4年度		（単位：円）
		予算	実績	予算-実績 差額
損 益 計 算 書	営業収入（税抜き）	1,510,314,000	1,787,866,284	▲ 277,552,284
	室料収入	1,150,000,000	1,363,294,700	▲ 213,294,700
	設備貸出収入	248,160,000	274,398,514	▲ 26,238,514
	駐車場収入	11,205,000	29,745,238	▲ 18,540,238
	その他収入	100,949,000	120,427,832	▲ 19,478,832
				0
	営業費用（税抜き）	1,392,803,334	1,494,968,487	▲ 102,165,153
	運営権対価償却費	403,315,055	402,530,833	784,222
	減価償却費（更新投資等）	1,343,880	1,414,714	▲ 70,834
	減価償却費（所有資産に係るもの）	16,393,065	17,772,997	▲ 1,379,932
	備品消耗品費	7,698,000	4,343,926	3,354,074
	保険料	10,894,000	10,919,400	▲ 25,400
	租税公課費	22,180,000	22,379,144	▲ 199,144
	修繕	6,500,000	716,462	5,783,538
	営業委託費	375,158,000	423,307,029	▲ 48,149,029
	水道光熱費	128,798,000	153,105,321	▲ 24,307,321
	管理委託費	257,148,000	236,967,055	20,180,945
	販管費一般管理費	129,639,334	184,913,761	▲ 55,274,427
	その他	33,736,000	36,597,845	▲ 2,861,845
				0
	営業損益	117,510,666	292,897,797	▲ 175,387,131
	営業外収入（税抜き）	0	0	0
	資金運営収入	0	0	0
				0
	営業外費用（税抜き）	25,770,751	25,770,751	0
	運営権対価割賦利息支払	25,770,751	25,770,751	0
			0	
営業外損益	▲ 25,770,751	▲ 25,770,751	0	
税引前当期利益	91,739,915	267,127,046	▲ 175,387,131	
法人税等（本事業単独における見込み額）	35,906,608	42,636,531	▲ 6,729,923	
税引後当期利益	55,833,307	224,490,515	▲ 168,657,208	

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社横浜国際平和会議場 監査役会

常勤監査役 堀江 信夫

社外監査役 田子 陽子

社外監査役 小池 基一

イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社横浜国際平和会議場

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 光 隆
監査執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横浜国際平和会議場の2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、

その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年8月9日

作成局・課：にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

(連絡先：045-671-3288)

1 事業概要

事業名	横浜文化体育館再整備事業		
事業内容	横浜文化体育館の設計、建設及び工事監理、並びに維持管理、修繕及び運営		
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興部 スポーツ振興課		
事業形態	混合型	事業方式	BTO方式
事業期間	22年（始期）平成29(2017)年12月19日（終期）令和21(2039)年3月31日		
契約金額	【契約当初】 31,330,000,000 円（平成29(2017)年12月19日 時点） 【最近改定】 32,731,353,060 円（令和5(2023)年2月15日 時点）		
PFI事業者	事業者の名称：株式会社YOKOHAMA文体 ■代表企業：株式会社電通 ■構成企業：株式会社フジタ、大成建設株式会社、日本管財株式会社、公益財団法人横浜市スポーツ協会、株式会社梓設計、川本工業株式会社、馬淵建設株式会社、株式会社渡辺組、スターツコーポレーション株式会社 ■協力企業：株式会社アーキボックス、株式会社ハリマビステム、株式会社電通東日本、株式会社テレビ神奈川、株式会社神奈川新聞社、横浜エフエム放送株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー、株式会社横浜アリーナ		
主な業務内容	(1)統括管理業務 (2)設計業務 (3)建設業務 (4)工事監理業務 (5)維持管理業務 (6)修繕業務 (7)運営業務		

特定事業選定時 評価結果 [平成29年3月21日]	定量的評価			
	PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
	31,118百万円	30,120百万円	998百万円	約3.2%
定性的評価 ① 事業の効率的な実施と最適なサービスを提供することができる。 ② 利用者に対するサービス水準の向上と当該施設の有効活用が期待できる。 ③ 民間収益施設を一体的に計画することによるにぎわい創出の核の形成が期待できる。 ④ リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な事業運営の実現が期待できる。				

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2016	平成	28	2	10	実施方針の公表
2016	平成	28	3	24	特定事業の選定
2016	平成	28	5	31	入札公告
2016	平成	28	11	4	入札中止
2017	平成	29	3	21	特定事業の選定（変更）
2017	平成	29	3	21	入札公告
2017	平成	29	7	18	1グループの応募
2017	平成	29	8	29	審査委員会による優秀提案者の選定
2017	平成	29	9	14	落札者決定
2017	平成	29	10	17	基本協定締結
2017	平成	29	11	8	事業契約締結
2017	平成	29	12	20	サブアリーナ（横浜武道館）基本設計開始
2018	平成	30	3	1	サブアリーナ実施設計開始
2018	平成	30	3	1	サブアリーナ着工
2018	平成	30	8	20	第1回変更契約締結（税制改正） 変更後の契約金額：31,330,000,000円
2018	平成	30	12	28	第2回変更契約締結（横浜武道館供用開始日変更） 変更後の契約金額：31,330,000,000円
2019	平成	31	3	15	第3回変更契約締結（物価変動による対価変更） 変更後の契約金額：31,453,309,797円
2019	令和	元	9	30	第4回変更契約締結（消費税率変更による対価変更） 変更後の契約金額：31,593,529,094円
2020	令和	2	2	1	メインアリーナ（横浜BUNTAI）基本設計開始
2020	令和	2	7	24	サブアリーナ供用開始
2020	令和	2	9	16	第5回変更契約締結（金利改定及び物価変動による対価変更） 変更後の契約金額：31,263,489,533円
2020	令和	2	11	1	旧横浜文化体育館解体工事開始
2021	令和	3	1	1	メインアリーナ実施設計開始
2022	令和	4	1	25	メインアリーナ着工
2022	令和	4	2	18	第6回変更契約締結（物価変動による対価変更） 変更後の契約金額：32,039,936,297円
2023	令和	5	2	15	第7回変更契約締結（物価変動による対価変更） 変更後の契約金額：32,731,353,060円
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理責任者が横浜市との協議窓口となり、各構成員及び協力企業を調整するとともに、個別業務の業務責任者をはじめとした業務従事者の管理監督を実施。市、事業者、個別業務担当企業との連携を密にとりながら、円滑な事業の推進に向けた調整を確実に実施した。 ・予算作成、経費の執行・管理及び決算管理を実施 ・個別業務についてセルフモニタリングを行い、その結果を市に報告。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種関係機関との調整 ・検査等対応業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜BUNTAI（メインアリーナ）について建設業務継続中。 ・横浜BUNTAI 3月末時点の累計出来高37.6%で計画通り進捗している。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
維持管理業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜武道館（サブアリーナ）の維持管理について予定通り業務進捗している。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
運営業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜武道館 利用者人数計画値：650,000人 利用者人数実績値：689,895人 利用料金収入計画値：184,623,776円（税抜き） 利用料金収入実績値：166,196,095円（税抜き）
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
その他	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回変更契約を締結（物価変動に伴うメインアリーナにかかる設計・建設業務の増額及び物価変動に伴うサブアリーナに係る維持管理・運営費の増額）
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	1,465,336	4,597,904	3,132,568	税制改正の影響で収益認識の基準が変更になっており、原価回収基準を適用したため、発生した工事原価と同額を売上高に計上しております。また、工事進捗により、資産負債が増加しております。
	経常利益	4,054	4,894	840	
	当期利益	3,224	4,017	793	
貸借対照表	総資産	10,494,144	14,438,906	3,944,762	
	総負債	10,307,709	14,248,453	3,940,744	
	純資産	186,435	190,452	4,017	

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	995,567	4,597,904	3,602,337	税制改正の影響で収益認識の基準が変更になってい ます。
	経常利益	518	4,894	4,376	
	当期利益	326	4,017	3,691	

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	4,463,615	4,597,904	134,289	物価スライドによる契約変更を行ったため 会計方針の変更によるもの です。株主資本計算書に影響額を記載しています。当該影響額は昨年計画時には10年間にわたり認識される予定のものでした。
	経常利益	13,116	4,894	△8,222	
	当期利益	9,255	4,017	△5,238	

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。				
累計額	0	0	0	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	0	0	0	

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
竣工3年までは計画修繕が発生しない計画としており、当初計画通り推移している状況。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
各種手続きや運営調整など、令和6年4月の横浜BUNTAI（メインアリーナ）供用開始に向けた事業の進捗をしている。
財務面
<ul style="list-style-type: none">・当面の事業活動の継続性に懸念はないと考える。・新型コロナウイルス感染症にかかる補助金なし。
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

損益計算書			
自 2022年 4月 1日			
至 2023年 3月 31日			
		(単位：円)	
科目	金額		
【売上高】			
完成工事高	4,140,903,417		
割賦利息収入	41,029,721		
業務受託収入	249,774,972		
運営収入	166,196,097	4,597,904,207	
【売上原価】			
完成工事原価	4,140,903,417	4,140,903,417	
売上総利益			457,000,790
【販売費及び一般管理費】			
販売費及び一般管理費合計			419,533,893
営業利益			37,466,897
【営業外収益】			
受取利息	5,037		
営業外収益合計			5,037
【営業外費用】			
支払利息	32,570,685		
雑損失	6,477		
営業外費用合計			32,577,162
経常利益			4,894,772
【特別利益】			
運営支援金収入	11,906,480		
特別利益合計			11,906,480
【特別損失】			
業務委託割増金	11,906,480		
特別損失合計			11,906,480
税引前当期純利益			4,894,772
法人税、住民税及び事業税	5,845,860		
法人税等調整額	△ 4,969,012		876,848
当期純利益			4,017,924

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸借対照表
2023年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	14,438,880,254	【流動負債】	9,768,299,542
現金及び預金	198,965,356	工事未払金	1,648,603,259
工事未収入金	14,239,914,898	1年内返済予定の長期借入金	7,925,642,610
		未払金	120,861,028
		未払利息	3,605,811
		未払法人税等	5,068,600
		未払消費税等	13,604,700
		預り金	714,700
		前受金	50,198,834
【固定資産】	26,400	【固定負債】	4,480,154,405
投資その他の資産	26,400	長期借入金	4,443,447,068
長期前払費用	26,400	繰延税金負債	36,707,337
		負債の部合計	14,248,453,947
		純資産の部	
		【株主資本】	190,452,707
		資本金	100,000,000
		利益剰余金	90,452,707
		その他利益剰余金	90,452,707
		繰越利益剰余金	90,452,707
		純資産の部合計	190,452,707
資産の部合計	14,438,906,654	負債及び純資産合計	14,438,906,654

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年3月31日

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000,000	86,434,783	86,434,783	186,434,783	186,434,783
当期変動額					
当期純利益		4,017,924	4,017,924	4,017,924	4,017,924
当期変動額合計	—	4,017,924	4,017,924	4,017,924	4,017,924
当期末残高	100,000,000	90,452,707	90,452,707	190,452,707	190,452,707

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

私監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 株主資本等変動計算書は、法令および定款に従い、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

2023年5月29日

株式会社 YOKOHAMA 文体

監査役 上地 龍彦

イ 独立監査法人による監査報告書 (1/3)

監査報告書

(第 6 期)

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

株式会社YOKOHAMA文体

赤坂有限責任監査法人

イ 独立監査法人による監査報告書 (2/3)

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社YOKOHAMA文体
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

池田 勉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社YOKOHAMA文体の2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役々の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役々の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

イ 独立監査法人による監査報告書 (3/3)

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月28日

作成局・課：市民局地域施設課

(連絡先：671-2086)

1 事業概要

事業名	上郷・森の家改修運営事業		
事業内容	横浜市上郷・森の家の設計、改修、工事監理、維持管理、修繕及び運営		
事業所管課	市民局 地域施設課		
事業形態	混合型	事業方式	RO方式
事業期間	約17年 (始期) 平成30(2018)年6月5日 (終期) 令和17(2035)年3月31日		
契約金額	【契約当初】 <u>1,988,810,998</u> 円 (平成30(2019)年6月5日 時点) 【最近改定】 <u>1,964,697,953</u> 円 (令和2(2020)年2月21日 時点)		
PFI事業者	事業者の名称：上郷フォレストPFI株式会社 ■代表企業：株式会社紅梅組 ■構成企業：フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社 株式会社R.project 石井造園株式会社 ■協力企業：相鉄企業株式会社 株式会社デザインの森 エバラ食品工業株式会社		
主な業務内容	(1)設計業務 (2)建設業務 (3)工事管理業務 (4)維持管理業務 (5)運営業務 (6)統括管理業務		

特定事業選定時 評価結果 [平成29年7月5日]	定量的評価			
	PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
	2,095百万円	1,869百万円	226百万円	10.8%
定性的評価 ① 事業の効率的・効果的な実施と最適なサービスの提供 ② 利用者に対するサービス水準の向上による集客力の強化 ③ 市の財政支出の平準化 ④ リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な事業運営の実現				

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2017	平成	29	4	7	実施方針の公表
2017	平成	29	7	5	特定事業の選定
2017	平成	29	12	1	3グループの応募
2018	平成	30	1	26	審査委員会による優秀提案者の選定
2018	平成	30	2	21	優先交渉権者決定
2018	平成	30	3	22	基本協定締結
2018	平成	30	6	5	事業契約締結
2018	平成	30	6	—	基本設計開始
2018	平成	30	10	—	実施設計開始
2019	平成	31	1	—	着工
2019	令和	元	6	7	契約変更 (税制改正に伴うサービス購入料Aの変更)
2019	令和	元	9	—	供用開始
2019	令和	元	9	20	契約変更 (消費税率変更に伴う契約金額の変更)
2020	令和	2	2	21	契約変更 (設計・建設の金利変更に伴う契約金額の変更)
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	1. 連絡会議の開催 2. 業務計画書、報告書の提出 3. 決算業務 4. 事業評価業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）
維持管理業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備員業務 ・ 消防設備点検業務 ・ 建築設備保守業務 ・ 空調設備保守業務 ・ 給排水設備保守業務 ・ 水質検査業務 ・ 環境衛生業務 ・ 自家用電気工作物保安管理業務 ・ 保安業務、警備業務、有人警備業務 ・ 機械警備業務 ・ 植栽管理業務 特記事項（※1）参照
	特記事項	※1 ナラ枯れ対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一昨年前からナラ枯れが拡大しており、倒木等の危険性が高い木については高所作業車を使用して伐採。 ・ 引き続き、危険木等を確認するための巡回点検が必要。
	要求水準未達事項	■なし □あり（内容及び対応状況： ）

運営業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上郷・森の家 施設運営 年間利用宿泊数： 目標 27,173名（うち横浜市内小学校体験学習利用：12,000名） 実績 27,695名（うち横浜市内小学校体験学習利用：12,118名） （前年度：12,583名（うち横浜市内小学校体験学習利用：4,164名）） ・アウトドアフィールド（キャンプ場）運営 年間キャンプ宿泊数： 目標 1,785名 実績 1,028名（前年度：1,472名） 年間日帰りバーベキュー利用者数： 目標 3,993名 実績 3,232名（前年度：3,000名） ・飲食提供業務 カフェテリア年間売上： 目標 53,308,713円 実績 52,010,361円（前年度：19,592,468円） kokko年間売上： 目標 7,489,000円 実績 1,110,499円（前年度：1,490,889円）※8月～3月は休業 ・広報、営業等マーケティング実施（コロナ禍に合わせ時期を見ながら対応） ・利用者モニタリング実施
	特記事項	<p>【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・kokko自粛休業。（8月～3月） ・陶芸教室の自粛。（4月～3月） ・厚生労働省より「マスク着用の考え方」が示されたことを受け、3/13以降、利用者のマスク着用は個人の判断に委ねることとした。 <p>【アレルギー食品の誤提供】特記事項（※2）参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/30、アレルギー食品の誤提供事案が発生。 ・再発防止策として、食事提供フローの改善を行った。 <p>【全国旅行支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11/1より全国旅行支援プランの販売を開始。（11月～3月）
	要求水準未達事項	<p>□なし</p> <p>■あり（特記事項※2について）</p> <p>内 容：食事提供フローの遵守を怠ったことによるスタッフ間での情報共有の不足と、フローどおりに食事が提供されているかを確認するチェック体制が整っていなかったことが原因でアレルギー食品の誤提供が発生。</p> <p>対応状況：食物アレルギー対応フローの改善、チェックリストの活用、アレルギー（7大）除去メニューの構築を実施。</p>

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	148,065	236,427	88,362	宿泊者増による増収
	経常利益	4,126	3,794	▲332	受取利息収入の減少による
	当期利益	3,901	2,878	▲1,023	R3年度分の純損失の繰越控除による
貸借対照表	総資産	879,396	833,876	▲45,520	サービス購入料受領に伴う 売掛金残高減少による
	総負債	869,163	820,765	▲48,398	借入金返済に伴うもの
	純資産	10,232	13,110	2,878	当期益分

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	250,191	236,427	▲13,764	契約時にコロナ禍の影響を 見込んでいないため減収
	経常利益	3,757	3,794	37	暫定計算と実績の差額
	当期利益	2,636	2,878	242	暫定計算と実績の差額

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	221,698	236,427	14,729	宿泊者増による増収
	経常利益	3,626	3,794	168	暫定計算と実績の差額
	当期利益	2,570	2,878	308	暫定計算と実績の差額

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。				
累計額	10,000	10,574	574	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	2,500	3,191	691	汚水ポンプ修理、別館多目的トイレ緊急通報器設置、火の間排煙窓ガラス交換工事など。

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月、想定より早く故障した受電設備交換（1,500千円）を実施（当初令和6年度交換予定）。 事業全体を通して、突発的な修繕と計画修繕の先送りにより、費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないよう取り組んでいます。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<ul style="list-style-type: none">・年間を通し感染症拡大防止による施設の利用制限等を行わずに運営することができ、宿泊者数などが増加したため、運営上の大きな問題はない。・11月のアレルギー食品の誤提供を受け、契約書に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断したため、是正を求めた。その後、さらに安全性を確保するため、7大アレルゲンを除去したメニューへの変更を検討し、令和5年度から実施している。・引き続き、施設の維持管理・運営体制については注意してモニタリングしていく必要がある。
財務面
<ul style="list-style-type: none">・事業の継続性に問題はない。
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

損益計算書		
自 2022年 4月 1日		
至 2023年 3月 31日		
上郷フォレストPFI株式会社		(単位：円)
勘 定 科 目	金 額	
【売上高】		236,427,462
【売上原価】		
原価外注費	232,156,342	232,156,342
売上総利益		4,271,120
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費		3,833,902
営業利益		437,218
【営業外収益】		
受取利息	8,586,656	
雑収入	10,721,984	19,308,640
【営業外費用】		
支払利息	5,229,356	
その他の営業外費用	10,721,852	15,951,208
経常利益		3,794,650
税引前当期純利益		3,794,650
法人税等		916,345
当期純利益		2,878,305

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸借対照表

2023年 3月 31日 現在

上郷フォレストPF1株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	833,876,751	【流動負債】	108,260,511
現金及び預金	154,309,355	買掛金	11,852,500
売掛金	679,567,396	短期借入金	58,778,058
		前受金	36,665,653
		未払法人税等	916,100
		未払消費税等	48,200
		【固定負債】	712,505,462
		長期借入金	712,505,462
		負 債 合 計	820,765,973
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	13,110,778
		【資本金】	10,000,000
		【利益剰余金】	3,110,778
		【その他利益剰余金】	3,110,778
		繰越利益剰余金	3,110,778
		純 資 産 合 計	13,110,778
資 産 合 計	833,876,751	負 債 ・ 純 資 産 合 計	833,876,751

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月 31日

上郷フォレストPFI株式会社

(単位：円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	232,473	10,232,473	10,232,473
当期変動額				
当期純利益		2,878,305	2,878,305	2,878,305
当期変動額合計		2,878,305	2,878,305	2,878,305
当期末残高	10,000,000	3,110,778	13,110,778	13,110,778

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

私監査役は、自 2022 年 4 月 1 日至 2023 年 3 月 31 日の第 5 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 監査役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

2023 年 6 月 5 日

上郷フォレスト P F I 株式会社

監査役 石井 直樹



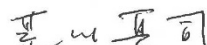
イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月5日

上郷フォレストPFI株式会社
代表取締役 篠原 立美 様

荒川公認会計士事務所

公認会計士 

監査意見

私は、上郷フォレストPFI株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月31日

作成局・課：にぎわいスポーツ文化局 MICE振興課

(連絡先：671-3546)

1 事業概要

事業名	みなとみらい公共駐車場運営事業		
事業内容	みなとみらい公共駐車場の運営・維持管理		
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 観光MICE振興部 MICE振興課		
事業形態		事業方式	コンセッション方式
事業期間	19年（始期）令和2（2020）年12月24日（終期）令和22（2040）年3月31日		
契約金額	【契約当初】 1,220,042,748 円（令和2（2020）年 12月 24日 時点） 【最近改定】 _____円（平成 _____年 _____月 _____日 時点）		
PFI事業者	事業者の名称：株式会社横浜国際平和会議場		
主な業務内容	(1) 統括管理業務 ① 統括管理業務 ② 総務・経理業務 ③ 事業評価業務 (2) 準備業務 ① 利用規則の策定業務 ② 広報業務 ③ 公社からの引継業務 ④ スタッフ研修業務 ⑤ 関係者とのスケジュール等調整業務 ⑥ その他業務 (3) 維持管理・保全業務 ① 建築物保守管理業務 ② 建築設備保守管理業務 ③ 環境管理業務 ④ 清掃業務 ⑤ 什器備品管理業務 ⑥ 修繕業務 ⑦ 施設台帳及び図面の管理業務		

	<p>(4) 運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用規則に関する業務 ② 駐車場料金徴収業務 ③ 誘導・案内業務 ④ 行政・周辺施設との連携業務 ⑤ 保安警備及び防災業務 ⑥ 利便施設等管理業務 ⑦ 広報業務 ⑧ 自主事業 ⑨ 本事業期間終了時の引継業務 ⑩ その他業務 								
<p>特定事業選定時 評価結果 [令和元年11月8日]</p>	<p>定量的評価</p> <table border="1" data-bbox="427 779 1428 875"> <thead> <tr> <th>NPV</th> <th>NPV'</th> <th>VFM (金額)</th> <th>VFM (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>897百万円</td> <td>927百万円</td> <td>30百万円</td> <td>約3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>定性的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「グローバルMICE都市」としての更なる競争力強化 ② 効率的かつ効果的な運営・維持管理 ③ 施設の有効利用 ④ リスク分担の明確化による安定した事業運営 ⑤ 運営権対価による歳入の確保 	NPV	NPV'	VFM (金額)	VFM (%)	897百万円	927百万円	30百万円	約3.4%
NPV	NPV'	VFM (金額)	VFM (%)						
897百万円	927百万円	30百万円	約3.4%						

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	① 統括管理業務 ・市及び関係機関との必要な諸調整 ・各種書類の作成と提出 ②総務・経理業務 ・予算決算業務 ・文書等の管理及び記録の作成業務 ③事業評価業務 ・セルフモニタリングの実施 ・財務状況等に関するモニタリング
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
建設業務	実施内容	
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
維持管理業務	実施内容	①建築物保守管理業務 ②建築設備保守管理業務 ③環境管理業務 ④清掃業務 ⑤什器備品管理業務 ⑥修繕業務 ⑦施設台帳及び図面の管理業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

運営業務	実施内容	① 利用規則に関する業務 ② 駐車場料金徴収業務 ③ 誘導・案内業務 ④ 行政・周辺施設との連携業務 ⑤ 保安警備及び防災業務 ⑥ 利便施設等管理業務 ⑦ 広報業務 ⑧ 自主事業 ⑨ 本事業期間終了時の引継業務 ⑩ その他業務 利用台数 317,385台（自動二輪含む。）
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
その他	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

1 - (1) 財務状況の比較 (株式会社横浜国際平和会議場)

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	7,746,291	8,708,004	961,713	会場使用料収入等の増
	経常利益	△182,307	336,110	518,417	同上
	当期利益	△206,535	322,761	529,296	同上
貸借対照表	総資産	45,962,973	44,808,593	△1,154,380	有形固定資産等の減
	総負債	36,505,276	35,028,134	△1,477,142	長期借入金の減
	純資産	9,457,697	9,780,459	322,762	利益剰余金の増

イ 計画値 (契約時) との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高				
	経常利益				
	当期利益				

ウ 計画値 (年度当初) との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	8,571,362	8,708,004	136,642	会場使用料収入等の増
	経常利益	271,974	336,110	64,136	同上
	当期利益	132,276	322,761	190,485	同上

1－（2）財務状況の比較（みなとみらい公共駐車場運営事業）

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	454,021	512,306	58,285	利用台数の増
	経常利益	207,977	239,288	31,311	同上
	当期利益	201,550	246,402	44,852	同上
貸借対照表	総資産				
	総負債				
	純資産				

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	610,466	512,306	△98,160	駐車場収入の計画未達
	経常利益	339,991	239,288	△100,703	同上
	当期利益	227,794	246,402	18,608	法人税等の減

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	589,525	512,306	△77,219	駐車場収入の計画未達
	経常利益	325,897	239,288	△86,609	同上
	当期利益	198,342	246,402	48,060	法人税等の減

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
企業ノウハウに該当する可能性があるため、全事業において公表を差し控えています。				
累計額	43,089	24,198	△18,891	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	14,030	19,801	5,771	突発的修繕による増

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は長期修繕計画に基づき湧水対策工事を実施した。 ・施設が古く、老朽化しているため突発的修繕が多く、当初予定していた計画通りに実施することが厳しい状況ではある。 ・施設・設備の状況を確認したうえで、突発的な修繕と計画修繕の先送りにより、費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないように計画を随時見直していく。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
<ul style="list-style-type: none">・大きな問題なく、運営を実施している。・計画通りの点検と突発的な不具合や事故への必要に応じた修繕等を行うことにより、施設の機能及び性能を維持しており、大きな問題はない。
財務面
<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍で厳しい状況の2020年度に運営開始した当該事業であったが、昨年度と比較し、売上高が増加し黒字に転じており、良好な実績をあげている。・当該事業者が管理運営する他の事業（会議センター、展示ホール、アネックスホール棟）も含め、安心安全な開催環境の提供、積極的なセールス、ハイブリッド開催に対応する配信サービス提供等の経営努力により、会社としても3期ぶりに黒字回復した。以上から、当面の事業活動の継続性に懸念はないと考えている。
その他
特になし。

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書（株式会社 横浜国際平和会議場）

<u>損 益 計 算 書</u>		(単位：千円)	
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)			
科 目	金 額		
売 上 高	8,708,004		
売 上 原 価	7,322,346		
売 上 総 利 益	1,385,658		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	874,134		
営 業 利 益	511,523		
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	448		
助 成 金 収 入	4,484		
そ の 他	1,271	6,203	
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	179,617		
支 払 手 数 料	2,000	181,617	
経 常 利 益		336,110	
特 別 利 益			
受 取 保 険 金	2,837	2,837	
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	25,505	25,505	
税 引 前 当 期 純 利 益		313,442	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	50,029		
法 人 税 等 調 整 額	△59,348	△9,319	
当 期 純 利 益		322,761	

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の損益計算書を使用しています。

イ 貸借対照表

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,960,188	流 動 負 債	4,181,327
現金及び預金	3,047,356	買掛金	481,050
売掛金	297,628	1年以内返済予定長期借入金	1,417,120
貸倒引当金	△29	契約未払金	1,411,091
現金の信託	1,600,000	設備未払金	29,532
その他の金	15,233	未払法人税等	78,810
		公共施設等運営権負債	203,268
		その他	560,455
固 定 資 産	39,848,405	固 定 負 債	30,846,806
有形固定資産	31,373,745	長期借入金	18,103,060
建物	31,075,179	長期未払金	1,014,440
構築物	130,828	退職給付引当金	503,911
車両運搬具	61	受入保証金等	2,604,335
工具器具備品	148,675	公共施設等運営権負債	8,620,217
建設仮勘定	19,000	その他	842
無形固定資産	7,831,789	負 債 合 計	35,028,134
ソフトウェア	48,348	(純 資 産 の 部)	
電話加入権	1,935	株 主 資 本	9,780,459
施設利用権	550	資 本 金	7,565,000
公共施設等運営権	7,750,246	利益剰余金	2,215,459
施設運営権更新投資	30,709	利益準備金	6,770
投資その他の資産	642,870	繰越利益剰余金	2,208,688
投資有価証券	475		
長期前払費用	200,506	純 資 産 合 計	9,780,459
繰延税金資産	436,678	負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,808,593
その他	5,210		
資 産 合 計	44,808,593		

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の貸借対照表を使用しています。

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,565,000	6,770	1,885,927	1,892,697	9,457,697	9,457,697
当期の変動額						
当期純利益			322,761	322,761	322,761	322,761
当期の変動額合計	—	—	322,761	322,761	322,761	322,761
当期末残高	7,565,000	6,770	2,208,688	2,215,459	9,780,459	9,780,459

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

エ 損益計算書 (みなとみらい公共駐車場運営事業)

令和4年度収支実績

	事業年度	令和4年度		
		予算	現案時	実績
I 損 益 計 算 書	営業収入 (税抜き)	589,525,000	610,466,391	512,306,000
	駐車場収入	584,921,000	479,102,760	509,080,000
	その他収入	4,604,000	131,363,631	3,226,000
	営業費用 (税抜き)	254,114,000	260,990,957	263,534,000
	準備金控除			
	備品消耗品費	6,592,000	8,893,556	5,234,000
	保険料	11,172,000	5,899,454	11,172,000
	租税公課	674,000	529,200	823,000
	修繕費	14,030,000	39,861,697	19,801,000
	委託費	83,275,000	82,077,366	81,294,000
	水道光熱費	24,645,000	27,865,918	38,175,000
	販売費一般管理費	60,336,000	16,461,946	51,427,000
	修繕・更新に係る減価償却費	54,000	26,033,820	2,242,000
	P F I 事業者所有資産に係る減価償却費	0	0	0
	公共施設等運営権対価減価償却費	53,366,000	53,668,000	53,366,000
	営業損益	335,381,000	349,475,437	248,772,000
	営業外収入 (税抜き)	0	0	0
資金運用収入				
営業外費用 (税抜き)	9,484,000	9,484,174	9,484,000	
運営権対価割賦利息支払	9,484,000	9,484,174	9,484,000	
借入金支払利息 1 ※借入金の種別毎記載				
借入金支払利息 2～n				
短期借入金利息				
営業外損益	-9,484,000	-9,484,174	-9,484,000	
税引前当期利益	325,897,000	339,991,263	239,288,000	
法人税等 (本事業単独における見込み額)	127,555,000	112,197,117	-7,114,000	
税引後当期利益	198,342,000	227,794,146	246,402,000	

※プロフィットシェアリング前税引前当期利益－提案時の税引前当期利益＝100,703,263円≦50,000,000円

上記により、プロフィットシェアリングの適用条件は満たしていない。

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社横浜国際平和会議場 監査役会

常勤監査役 堀江 信大

社外監査役 田子 陽子

社外監査役 小池 恭一

イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社横浜国際平和会議場

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 光 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横浜国際平和会議場の2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、

その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年8月9日

作成局・課：にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

(連絡先：045-671-3288)

1 事業概要

事業名	本牧市民プール再整備事業										
事業内容	本牧市民プールの設計・建設・維持管理等										
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興課										
事業形態	混合型	事業方式	BTO方式								
事業期間	約12年間(始期) 令和3(2021年)年9月29日 (終期) 令和15(2033)年3月31日										
契約金額	【契約当初】 <u>2,593,422,768円</u> (令和3(2021)年9月29日 時点) 【現契約額】 <u>2,822,617,556円</u> (令和5(2023)年2月15日 時点)										
PFI事業者	事業者の名称：本牧ベイパーク株式会社 ■代表企業：馬淵建設株式会社 (総括責任者) ■構成企業：フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社 株式会社 ヤマト 株式会社 アメニティシステム ■協力企業：パシフィックコンサルタンツ株式会社 株式会社 田辺設計 扶桑電機株式会社 株式会社 ヒーロー (付帯事業)										
主な業務内容	(1)統括管理業務 (2)設計業務 (3)建設業務 (4)維持管理業務 (5)運営業務 (6)その他業務										
特定事業選定時 評価結果 [令和元年6月7日]	定量的評価 <table border="1"><thead><tr><th>PSC</th><th>PFI-LCC</th><th>VFM(金額)</th><th>VFM(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,657,729千円</td><td>2,551,852千円</td><td>105,877千円</td><td>3.98%</td></tr></tbody></table> 定性的評価 ① 民間ノウハウ活用による屋外遊泳用プール事業におけるサービス水準の向上 ② 民間収益施設を一体的に整備することによる周辺地域のまちづくりへの貢献 ③ リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な屋外遊泳用プール事業の実現			PSC	PFI-LCC	VFM(金額)	VFM(%)	2,657,729千円	2,551,852千円	105,877千円	3.98%
PSC	PFI-LCC	VFM(金額)	VFM(%)								
2,657,729千円	2,551,852千円	105,877千円	3.98%								

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2019	平成	31	3	1	実施方針の公表
2019	令和	元	6	7	特定事業の選定
2020	令和	2	7	21	入札公告
					1 グループの応募
2021	令和	3	3	31	審査委員会による優秀提案者の選定
2021	令和	3	4	21	落札者決定
2021	令和	3	4	28	基本協定締結
2021	令和	3	9	29	事業契約締結
2021	令和	3	10	1	基本設計開始
2022	令和	4	8	31	着工
2023	令和	5	2	15	第1回変更契約締結（物価変動による対価変更） 変更後の契約金額：2,822,617,556円
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	令和4年度は毎月の関係者協議会を中心に、事業工程表、資金収支計画、セルフモニタリング計画書等に基づき、経営管理、財務管理、業務管理の進捗の都度確認と開業に向けての体制構築に努めました。資金調達に関しては横浜銀行と融資契約を締結し、建中ローンを実行しました。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
設計業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計業務 ・各種関係機関との調整 ・検査等対応業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
工事監理業務	実施内容	・工事監理業務開始
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況 ）
建設業務	実施内容	・工事着手
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況 ）
維持管理業務	実施内容	業務開始前につき、特になし。
	特記事項	業務開始前につき、特になし。
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況 ）
運営業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフ採用や業者選定（駐車場・券売機・HP・エア遊具・Nightプール装飾品他） ・ 関係者協議会等の実施

	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況）
その他	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況）

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

4 令和4年度 財務状況報告

(1) 財務状況の比較

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	0	0	0	営業前のため記載なし
	経常利益	0	0	0	営業前のため記載なし
	当期利益	▲55	▲74	▲19	法人住民税の初年度1年未満による月数計算分
貸借対照表	総資産	42,585	1,039,642	997,057	建設工事の仕掛計上分
	総負債	32,640	1,029,772	997,132	銀行融資による借入金増
	純資産	9,944	9,869	▲75	法人住民税による

イ 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	0	0	0	
	経常利益	0	0	0	
	当期利益	▲12	▲74	▲62	法人住民税計算差異

ウ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	0	0	0	
	経常利益	0	0	0	
	当期利益	▲74	▲74	0	

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。				
累計額	0	0	0	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	0	0	0	設計・建設期間中のため、修繕費は発生せず

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況
供用開始前のため修繕が発生しておらず、当初計画とおりに推移している状況。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
令和4年8月に工事着手し、各種手続きや運営調整など、事業の進捗をしている。
財務面
当面の事業活動の継続性に懸念はないと考える。
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書

損益計算書		
自 2022年 4月 1日		
至 2023年 3月 31日		
本牧ベイパーク株式会社		(単位：円)
勘定科目	金額	
【営業外収益】		
受取利息	186	
雑収入	14	200
経常利益		200
税引前当期純利益		200
法人税等		74,527
当期純損失		74,327

【注記】

【備考】

イ 貸借対照表

貸借対照表

2023年 3月 31日 現在

本牧ベイパーク株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	1,039,642,852	【流動負債】	20,772,900
現金及び預金	30,330,453	未払金	19,166,900
仕掛販売用不動産	1,009,191,919	預り金	1,531,500
前払費用	120,480	未払法人税等	74,500
		【固定負債】	1,009,000,000
		長期借入金	1,009,000,000
		負 債 合 計	1,029,772,900
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	9,869,952
		【資本金】	10,000,000
		【利益剰余金】	△ 130,048
		【その他利益剰余金】	△ 130,048
		繰越利益剰余金	△ 130,048
		純 資 産 合 計	9,869,952
資 産 合 計	1,039,642,852	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,039,642,852

【注記】

【備考】

ウ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月 31日

本牧ベイパーク株式会社

(単位：円)

	【株主資本】			株主資本合計	純資産合計
	【資本金】	【利益剰余金】	繰越利益剰余金		
		【その他利益剰余金】			
当期首残高	10,000,000	△ 55,721	9,944,279	9,944,279	
当期変動額					
当期純利益		△ 74,327	△ 74,327	△ 74,327	
当期変動額合計		△ 74,327	△ 74,327	△ 74,327	
当期末残高	10,000,000	△ 130,048	9,869,952	9,869,952	

【注記】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書

私監査役は、自 2022 年 4 月 1 日至 2023 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

2023 年 6 月 20 日
本牧ベイパーク株式会社

監査役 勝岡 直紀 (印)

イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月5日

本牧ベイパーク株式会社
代表取締役 野部 幸男 様

荒川公認会計士事務所

公認会計士 荒川 真司

監査意見

私は、本牧ベイパーク株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

横浜市 P F I 事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日～令和5年3月31日 状況報告

作成年月日：令和5年7月31日

作成局・課： 道路局建設課

(連絡先：671-3539)

1 事業概要

事業名	環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝 P F I 事業		
事業内容	電線共同溝の設計、建設、工事監理及び維持管理		
事業所管課	道路局 建設部 建設課		
事業形態	サービス購入型	事業方式	B T O方式
事業期間	18年10ヶ月（始期）令和4（2022）年6月7日（終期）令和23（2041）年3月31日		
契約金額	【契約当初】 2,424,681,240 円（令和4（2022）年 6月 7日 時点） 【最近改定】 _____円（令和（ ）年 月 日 時点）		
P F I 事業者	事業者の名称： ■代表企業：東電タウンプランニング株式会社・ ■構成企業：株式会社関電工、日本工営株式会社 ■協力企業：－		
主な業務内容	(1)調査・設計業務 ① 測量・調査業務 ② 詳細設計業務 ③ 調整マネジメント業務（設計段階） (2)工事業務 ① 支障移設工事 ② 整備工事業務 ③ 引込・連系管工事 ④ 整備施設の所有権移転業務 ⑤ 調整マネジメント業務（工事段階） (3)工事監理業務 (4)維持管理業務 ① 点検業務 ② 補修業務 ③ 調整マネジメント業務（維持管理段階） ④ 事業期間終了時の引継ぎ業務		

特定事業選定時 評価結果 [令和3年4月30日]	定量的評価			
	PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
	1,701百万円	1,499百万円	202百万円	11.9%
定性的評価 ① 各種工事の工程を最適化 ② 調査精度の高い詳細設計で手戻りを最小化 ③ 早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進 ④ まちづくりへの貢献 ⑤ 民間資金等の活用による市の財政負担額を平準化 ⑥ リスク分担の明確化による安定した事業実施				

2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2021	令和	2	11	20	実施方針の公表
		3	4	30	特定事業の選定
		3	7	27	入札公告
2022		4	1	28	審査委員会による優秀提案者の選定
		4	2	4	落札者決定
		4	2	21	基本協定締結
		4	6	7	事業契約締結
		4	6	7	調査・設計業務開始
【備考】					

3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調整マネジメント業務（設計段階） ・発注者会議の開催（毎月1回）：業務進捗状況報告等 ・企業者調整会議の開催 ・地元連絡会の開催 ・第三者モニタリングの実施
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
調査・設計業務	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・測量業務 ・設計業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
工事業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし

		□あり（内容及び対応状況： ）
工事 監理 業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
維持 管理 業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）
運 営 業 務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容及び対応状況： ）

4 令和4年度 財務状況報告

1 - (1) 財務状況の比較 (代表企業：東電タウンプランニング株式会社)

ア 前年度との比較

【単位：千円 (千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	62,756,366	62,969,503	213,137	事業収入の増
	経常利益	7,268,694	6,339,489	▲929,205	事業支出の増
	当期利益	4,837,254	4,155,528	▲681,726	同上
貸借対照表	総資産	33,418,845	32,065,158	▲1,353,687	流動資産の減
	総負債	17,518,195	16,812,381	▲705,814	流動負債の減
	純資産	15,900,649	15,252,777	▲647,842	利益剰余金の減

イ 計画値 (契約時) との比較

【単位：千円 (千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高				
	経常利益				
	当期利益				

ウ 計画値 (年度当初) との比較

【単位：千円 (千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	63,902,883	62,969,503	▲933,380	事業収入の減
	経常利益	5,342,870	6,339,489	996,619	費用支出の減
	当期利益	3,481,032	4,155,528	674,496	同上

1 - (2) 財務状況の比較

(環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業)

ア 前年度との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	—	98,257	98,257	
	経常利益	—	10,794	10,794	
	当期利益	—	7,060	7,060	
貸借対照表	総資産				
	総負債				
	純資産				

イ 計画値(契約時)との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	98,257	98,257	0	
	経常利益	0	10,794	10,794	保険料の計上時期相違
	当期利益	0	7,060	7,060	

ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	98,257	98,257	0	
	経常利益	0	10,794	10,794	保険料の計上時期相違
	当期利益	0	7,060	7,060	

(2) 修繕費の推移

ア 計画値（契約時）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
企業ノウハウに該当する可能性があるため、全事業において公表を差し控えています。				
累計額	—	—	—	

イ 計画値（年度当初）との比較

【単位：千円（千円未満切捨）】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	—	—	—	施設整備期間中のため、修繕費は発生せず

ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

長期修繕計画に対する進捗状況
供用開始前のため修繕が発生しておらず、当初計画通り推移している状況。

5 令和4年度 所管局による評価

事業面
計画どおり、調査・設計業務が進められている。
財務面
特に問題なく事業が進められている。
その他

6 経営状況に関する資料

(1) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

ア 損益計算書（代表企業：東電タウンプランニング株式会社）

東電タウンプランニング株式会社	
損益計算書	
2022年4月1日から2023年3月31日まで	
(単位：百万円)	
科 目	金 額
売上高	62,969
売上原価	51,814
売上総利益	11,154
販売費及び一般管理費	5,116
営業利益	6,038
営業外収益	460
営業外費用	159
経常利益	6,339
税引前当期純利益	6,339
法人税、住民税及び事業税	2,031
法人税等調整額	152
当期純利益	4,156

【注記】

【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、代表企業：東電タウンプランニング株式会社の貸借対照表を使用しています。

イ 貸借対照表（代表企業：東電タウンプランニング株式会社）

東電タウンプランニング株式会社

貸借対照表

（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	20,369	流動負債	15,583
固定資産	11,695	固定負債	1,228
		株主資本	14,950
		資本金	100
		資本剰余金	420
		その他資本剰余金	420
		利益剰余金	14,430
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	14,350
		（うち当期純利益）	4,155
		評価・換算差額等	301
		その他有価証券評価差額金	301
資産合計	32,065	負債・純資産合計	32,065

【注記】

【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、代表企業：東電タウンプランニング株式会社の貸借対照表を使用しています。

ウ 株主資本等変動計算書（代表企業：東電タウンプランニング株式会社）

株主資本等変動計算書
2022年4月1日から2023年3月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金 その他 資本剰余金	利益準備金	利益剰余金 その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100	420	80	8,421	6,611	15,112	15,632	
事業年度中の変動額	剰余金の配当	—	—	—	▲ 4,837	▲ 4,837	▲ 4,837	
	当期純利益	—	—	—	4,155	4,155	4,155	
	株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	—	▲ 681	▲ 681	▲ 681
当期末残高	100	420	80	8,421	5,929	14,430	14,950	

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	268	15,900
事業年度中の変動額	剰余金の配当	▲ 4,837
	当期純利益	4,155
	株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)	33
	合計	▲ 647
当期末残高	301	15,252

【注記】

エ 損益計算書（環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業）

損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

（単位：円）

科 目	金 額	
売上高		98,257,000
無電柱化・地域開発事業収入	98,257,000	
売上原価		87,462,967
無電柱化・地域開発事業費	87,462,967	
売上総利益		10,794,033
営業利益		10,794,033
経常利益		10,794,033
税引前当期純利益		10,794,033
法人税、住民税及び事業税		3,733,576
当期純利益		7,060,457

【注記】

【備考】

(2) 監査報告書

ア 監査役による監査報告書

監 査 報 告 書 (写)

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度(2022年度)の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、当期の監査方針および監査計画を定め、取締役および内部監査担当やその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(会社業務の適正を確保するための体制)の状況を監視および検証いたしました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 会社業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月26日

東電タウンプランニング株式会社

常勤監査役 岡田 健治 ㊟

常勤監査役 金子 史彦 ㊟

監査役 阿部 陽子 ㊟

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、オンライン会議ツール等も活用しながら、次の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制について、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視、検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が整備されている旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、井上監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としましては、当社グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取組みを、引き続き確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 関 電 工
監 査 役 会

常勤監査役	雪村 透 ㊟
常勤監査役	田中秀一 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	大川澄人 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	末綱 隆 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	武藤昭一 ㊟

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月25日

日本工営株式会社 監査役会

常勤監査役	後 藤 佳 三	㊟
常勤監査役	岡 村 邦 夫	㊟
監 査 役	本 庄 直 樹	㊟
監 査 役	小 泉 淑 子	㊟

(注) 常勤監査役岡村邦夫及び監査役小泉淑子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

イ 独立監査法人による監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 昌泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 和之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積もることができない。
なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
- 「注記事項 重要な会計方針 10. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

会社は、注記事項「重要な会計方針」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき貸借対照表に災害損失引当金を487,614百万円、特定原子力施設炉心等除去準備引当金を9,168百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を158,783百万円計上している。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性があるものの、会社は入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

有形固定資産の減価償却方法の変更

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続

を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。

(添付書類) **監査報告書**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

日本工営株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保田正崇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本工営株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本工営株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

(添付書類) 監査報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 関 電 工
取締役会 御中

井上監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 平 松 正 己
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 勝 博
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐久間 正 通
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関電工の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上